

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年5月21日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る補正された環境影響評価書に対する
知事意見について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 グリーンウェイブ推進チームの設置について
(環境立県推進課) ··· 3
- 3 今夏の省エネ・節電の取組について
(環境立県推進課) ··· 5
- 4 鳥取県バイシクルタウン構想（案）について
(環境立県推進課) ··· 7
- 5 湖山池将来ビジョン推進計画（第3期湖山池水質管理計画）の策定について
(水・大気環境課) ··· 8
- 6 【鳥取県・島根県連携】ラムサール条約湿地「中海・宍道湖一斉清掃」について
(水・大気環境課) ··· 9
- 7 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設の申請に係る知事意見について
(循環型社会推進課) ··· 10
- 8 産業廃棄物管理型最終処分場に係る地元説明会と他県施設視察結果について
(循環型社会推進課) ··· 11
- 9 山陰海岸ジオパークのエリアの見直しについて
(緑豊かな自然課) ··· 12
- 10 第30回全国都市緑化とつりフェア実行委員会第3回総会の開催について
(緑豊かな自然課) ··· 13
- 11 平成24年度消費生活相談の概要について
(消費生活センター) ··· 14
- 12 特定商取引法の執行について
(消費生活センター) ··· 15
- 13 鳥取市からの鳥取駅前駐車場用地売却の申出への対応について
(景観まちづくり課) ··· 別冊
- 14 鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果につ
いて
(住宅政策課) ··· 16
- 15 サービス付き高齢者向け住宅の運営状況及びサービス提供状況等について
(アンケート調査結果)
(住宅政策課) ··· 18

生活環境部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る補正された環境影響評価書 に対する知事意見について

平成25年5月21日
環境立県推進課

- 平成25年4月19日付けで提出された、東部広域行政管理組合の可燃物処理施設整備事業に係る補正された環境影響評価書に対し、5月17日付けで知事意見を通知した。

1 知事意見の概要（3項目／詳細は別紙のとおり）

- ①住民意見に対する対応の明確化、②処理方式決定後の検証においてアセス条例と同等の対応、③記載誤り等の再検証
- 知事意見は、鳥取県環境影響評価審査会の意見等を踏まえて作成

2 鳥取県環境影響評価審査会（第7回）の概要

- (1) 日 時：平成25年4月24日（水）午後1時30分から3時まで
- (2) 出 席 者：審査会委員13名のうち8名、県関係課、事業者
- (3) 内 容：
 - 補正された環境影響評価書のうち、特に評価書知事意見に対する事業者見解について質疑
 - 委員意見としては、誤記載やわかりやすさの観点での記載修正を求める内容など
 - その他、評価書の詳細部分に対する事業者への質問あり

3 今後の手続きについて

- 今後、事業者は、知事意見等を勘案し、補正評価書の記載事項に検討を加え、必要に応じて修正した上で評価書を再度補正し、県に提出することになる。
- 補正評価書の提出後、県は1月以内に、事業者に対して再度意見を述べることができる。なお、この意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対してその旨を通知する。
- 補正評価書について、環境影響評価審査会の意見を聴く予定。

※ 環境影響評価条例手続きの流れ



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について

本事業は、現時点においても施設の処理方式等が未決定のままで環境影響評価手続が進められており、また、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が継続しているところである。

このような状況を踏まえると、処理方式等の詳細な事業計画が決定した後の対応についても、事業者には、より丁寧な対応が求められているところである。

以上のことから、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて改めて評価書の修正を行い、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

記

- 1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響に関する周辺住民等への説明・情報公開等に対し、環境の保全の見地からの意見が述べられた場合における事業者としての対応方針について、明らかにすること。
- 2 本意見書に対する補正後の評価書を送付する時点で、可燃物の処理方式及び関係する諸元等が未決定である場合は、本事業のこのような状況を鑑み、処理方式等決定後の比較・検証等の方策について、事業者自らの責任において、環境影響評価条例の目的が達成できるような同等の手続となるよう検討し、その対応方針を明らかにすること。
- 3 評価書全般において、記載誤り等がないよう改めて検証した上で、可能な限り詳細・具体的でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。

グリーンウェイブ推進チームの設置について

平成25年5月21日
環境立県推進課

5年後・10年後の未来づくりを見据えた対応が必要な懸案事項への対応として、未来づくり推進本部に4つの部局横断型推進チームを設置することとなり、これらのチームの一つである「グリーンウェイブ推進チーム」を立ち上げました。

1 グリーンウェイブ推進チーム

- (1) 目的：自然という本県最大の資源・素材を活かして新たな産業を興し、観光振興を進め、それを地域での人材育成に繋げることにより、鳥取から「緑の風」（グリーンウェイブ）を起こす
- 全国植樹祭、全国都市緑化とっとりフェア、エコツーリズム国際大会等の緑をテーマとした大型催事を通じて、とっとりの緑豊かな自然環境を保全・活用した地域作りに継続的に取り組み、観光振興などにつなげる。
 - 豊かな自然と調和した再生可能エネルギーへのエネルギー・シフトの取り組みの促進による環境イニシアティブの実現
- (2) 推進体制（メンバー）：二つのPTを設置し、次の民間参画による施策検討・構築と県民運動を担う。

分野	メンバー
■緑豊かな暮らし創造PT 観光振興 地域資源情報発信	JTB鳥取支店、リクルートライフスタイル、県観光連盟 ふるさと鳥取県定住機構、県広報連絡協議会
■エネルギー・シフトPT エネルギー供給事業者 創エネ関係者	中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業 SBSエナジー、BSSエナジー、県小水力発電協会、 県森林組合連合会
学術機関 行政機関	鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校、 県産業振興機構、県産業技術センター

2 チーム会議の開催

(1) 第1回グリーンウェイブ推進チーム会議（府内）

日 時：平成25年5月9日（木）午前9時30分～10時30分
議 題：「チーム会議のあり方」と「検討内容」に関する意見交換
参加者：知事、統轄監、生活環境部長、関係課長ほか
主な意見：

- ・ 共通的な産業振興、観光振興、人材育成の目標や取り組みについて、合同PT会議に提案できるようにまとめる必要がある。
- ・ イベントで大切なのは、その後の各地域における新たな取り組み等であり、その弾みにする位置付け。一過性ではなく、流れを作るのが目的。
- ・ 太陽光発電なら、単に導入促進の観点だけでなく、設置の施工維持管理等の二ッタだが、今後トレンドになる部分について、県独自の産業振興のあり方という点で展開したい。
- ・ 県外の観光客は点ではなく面で動くので、グリーンウェイブを切り口にパッケージでPRする必要がある。既存の観光地や商品を組み合わせることも必要。

(2) グリーンウェイブ推進チーム第1回合同PT会議（民間参画）

日 時：平成25年5月22日（水）午後1時～2時30分
場 所：白兎会館 飛翔（東）
議 題：「推進チームのあり方」と「共通の検討内容（産業振興、観光振興、人材育成）」に関する意見交換
参加者：各PTのメンバー（上記表のとおり）
(予定) 知事、統轄監、生活環境部長、関係部局長など

グリーンウェイブ推進チームのスキーム

- 自然という本県最大の資源・素材を活かして新たな産業を興し、観光を振興し、それらを地域での人材育成に繋げることにより、鳥取から「緑の風」(グリーンウェイブ)を起こす
- 二つのPTを設置し、民間参画による施策検討・構築と県民運動を担う。必要に応じ合同PTを開催

【検討内容】
・産業振興(育成支援、再生可能エネルギー推進)
・観光振興(エコツーリズム)
・人材育成(産業関連人材の養成、普及啓発と指導者育成)

緑豊かな暮らし創造PT

【内容】

- 緑をテーマとした大型催事(植樹祭、都市緑化フェア、エコツーリズム国際大会等)を通して、どつとりの緑豊かな自然環境を保全・活用した地域作りに継続的に取り組み、観光振興などに繋げる検討

【メンバー】

- 県観光連盟、JTB鳥取支店、リクルートライフスタイル、ふるさと鳥取県定住機構、県広報連絡協議会など

合同PT
(連携・共有)

エネルギー転換PT

【内容】

- 再生可能エネルギー導入やエネルギー資源多様化促進に係る課題等の検討
- メタンハイドレートや次世代エネルギーパーク等に関する情報交換及びエネルギー利用の効率化検討

【メンバー】

- 中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業、SBエナジー、BSSエナジー、小水力発電協会、森林組合連合会、鳥取大学、鳥取環境大学、米子高専など

(庁内) 緑豊かな暮らし創造検討会

- PTの下部組織として、各催事の連携策及び終了後の情報発信策とその施策化の課題検討を行う

情報発信・対外CI(コーポレーショニアライアンティマー)
戦略

魅力創造・地域CS(顧客満足度)向上
戦略

(庁内) 再生可能エネルギー推進本部

- PTの下部組織として、問題点を明らかにしてPTで意見を聞き、施策へ反映

太陽光・小水力・
木質バイオマス
発電導入

エネルギー利用の効率化(節電、蓄電池等)・エネルギーパーク、新エネ開発

グリーンウェイブ推進チームのメンバー

緑豊かな暮らし創造PT

【観光振興関係】

- JTB鳥取支店、リクルートライフスタイル、県観光連盟

【地域資源情報発信関係】

- ふるさと鳥取県定住機構、県広報連絡協議会

合同PT
(連携・共有)

エネルギー転換PT

【エネルギー供給事業者】

- 中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業

【創エネ関係者】

- SBエナジー、BSSエナジー、県小水力発電協会、県森林組合連合会

(庁内) 緑豊かな暮らし創造検討会

・統轄監

- ・緑豊かな自然課：総合調整、GW関連催事、緑化施策
- ・環境立県推進課：エナパーク、新エコライフ提案

【観光振興関係】

- ・観光政策課：観光施策、県外観光PR、旅行会社連絡
- ・国際観光推進課：国際観光インバウンド施策
- ・県外事務所(東京本部、関西本部、名古屋代表部)：各地区での観光PR、魅力・情報発信

【地域資源開拓・情報発信関係】

- ・企画課：広域・県外情報発信
- ・広報課：メディア媒体への情報提供、観光情報の発信
- ・全国植樹祭課：全国植樹祭、緑化施策
- ・西部広域観光課：エコツーリズム国際大会
- ・どつとり暮らし支援課：移住・定住促進

(庁内) 再生可能エネルギー推進本部

・統轄監

- ・環境立県推進課：総合調整、中電対応窓口、導入支援
- ・立地戦略課：県内産業の育成支援、融資制度
- ・農地・水保全課：小水力発電(農業用水利施設)
- ・県産材・林産振興課：木質バイオマス
- ・河川課：小水力発電(治水ダム)
- ・企業局工務課：直営事業
- ・産業技術センター機械素材研究所

：マイクロ水力発電機開発

今夏の省エネ・節電の取組について

平成25年5月21日
環境立県推進課

1 今夏の電力需給対策の状況

4月26日に政府は、今夏の電力需給対策を関係閣僚会議で方針を決定し、原発を持たない沖縄電力を除く、9電力管内で需要が増える7月～9月に節電の要請を行うことを決定したが、各地域で一定の供給余力を確保できる見込みのため、節電の数値目標は設けず、利用者に無理のない形で協力を求めることとする。

2 今年度の取組

県民への省エネ・節電啓発

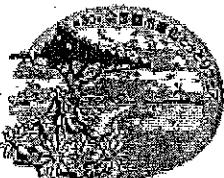
【5月1日～取組】

- 5月22日のグリーンウェイブ2013「とっとりキックオフイベント」(別紙参考)
において、みどりの節電キャラバン隊を結成。「ゴーヤーの苗」を県民に配布する。
- グリーンカーテン
 - ・グリーンカーテンを推奨し、県民・小学校に配布し普及拡大を図る。
- 節電キャンペーン
 - ・昨夏と同様「おうちで節電キャンペーン」を実施。前年同月対比で5%以上の削減達成者に抽選で景品をプレゼント(7月～9月実施)
 - ・みどりの節電キャラバン隊が県内3カ所で家庭・事業所に節電メニューを配布し、省エネ・節電を呼びかける。(6月～8月実施)
- ライトダウン
 - ・6月21日(夏至の日)にライトダウンイベントを本庁で実施するとともに、事業所等に参加を呼びかける。

県のクールビズ・節電対策

【5月1日～取組(県庁の率先行動)】

- 県庁全体で、夏の電力需要期(7月～9月)における電気使用量を平成22年度対比で10%以上の削減を目指とした節電に取組む。
- ハートホットクールビズ2013の開始
 - ・県は、5/1から10/31まで実施。
 - ・昨年に引き続き「とっとりグリーンウェイブ」、「まんが王国とっとり」等の県施策のPRや地域産業振興、東日本大震災の被災地支援につながるTシャツなどの着用を積極的に推奨する。
- 職員の環境配慮行動
 - ・パソコン等を長時間使用しない場合は電源を切る。シュレッダー等の電気機器は利用時の電源を入れる。マイボトル、マイバック、マイはし持参の徹底。
 - ・会議室や協議スペース、室内通路等の照明をこまめに消灯。
 - ・時間外前の5分間を一斉消灯し、無駄な照明の点灯を防ぐ。
 - ・「グリーンカーテン」への取組を行う。(各庁舎)
- 県庁舎の節電対策
 - ・昨夏と同様に冷房温度の適正化(室温28℃設定)、不要な照明の消灯や間引き点灯の取組みと省エネ・節電設備(空調用ポンプのインバータ化)を導入した。



グリーンウェイブ2013 とつとアクションの実施について

鳥取県では、今年度本県で「全国植樹祭」、「全国都市緑化とつとリフェア」など緑に関連した催事が開催されることから、国（環境省、国土交通省、農林水産省）が提唱する「グリーンウェイブ2013」と連動して本県の緑化・自然保全・環境活動の取組を普及・PRするため、来る5月22日にJR鳥取駅前風紋広場において下記のとおり「グリーンウェイブ2013とつとアクション」を、2013年ミス日本を迎えて実施する。

記

1 開催日時 平成25年5月22日 午前10時から10時30分まで
(5月22日：国連設定の生物多様性の日)

2 開催場所 鳥取駅北口 風紋広場（小雨決行）
(荒天の場合は、駅コンコース内でセレモニーのみ実施)

3 開催概要

- (1) 市内小学生（日進小学校児童）による「グリーンウェイブ2013」参加宣言
- (2) 2013ミス日本 鈴木恵梨佳さん^{すずきえりか}への全国都市緑化とつとリフェアスペシャル応援
センターの就任委嘱
- (3) 第64回全国植樹祭の鳥取駅「ウエルカムボード」の設置・除幕
- (4) 小学生による「緑のメッセージ」読み上げ
- (5) ミス日本、鳥取県知事等によるグリーンウェイブ2013とつとアクション記念植樹

4 その他

- イベント終了後に引き続き
 - ・緑の節電キャラバン隊によるゴーヤ苗配布
 - ・第64回全国植樹祭PRキャラバン隊とトッキーによる植樹祭開催PR
 - ・全国都市緑化とつとリフェアのPR
- などを実施する。

『グリーンウェイブ2013』活動とは

生物多様性条約事務局が、国連が定める国際生物多様性の日（5月22日）に、世界各地の子どもたちが学校や地域などで植樹等を行う「グリーンウェイブ」への参加を呼びかけているもの。

環境省、農林水産省、国土交通省では、生物多様性の広報、教育、普及啓発を推進するため、グリーンウェイブ活動への参加を呼びかけている。

また、一般社団法人日本植木協会では、グリーンウェイブ2013の協力団体として植樹活動用の記念樹提供を行っており、日本植木協会鳥取県支部におかれても鳥取県の共同による県内小学校への植樹苗木の配布をとつとアクションの一環で実施する。

鳥取県バイシクルタウン構想（案）について

平成25年5月21日

環境立県推進課

1 構想の概要

「環境イニシアティブプラン」(H24.3策定)に基づき、モーダルシフト（交通手段の転換）を推進する取組の一つとして、自転車・交通機関などの利用促進を図ることとしている。

この実現のため、マイカー利用からの転換を図るために必要な施策の方向性を示し、中長期的視点で自転車に関する総合的な施策を推進するため、本構想を策定した。

＜構想検討会＞ 4名の有識者による構想検討会を3回開催 (H24.10、H24.12、H25.3)

古倉 宗治	NPO自転車活用推進研究会理事
谷本 圭志	鳥取大学工学部社会システム工学科教授
酒井 裕規	鳥取環境大学人間形成教育センター講師
佐竹 なお	鳥取サイクリング女子会幹事

2 本構想の目標と取組の方向性

(1) 目標

自転車とクルマが対等な交通手段として、子どもから高齢者まで安全、安心で快適に走行できる自転車利用先進県を目指し、以下の2つの目標を設定した。

① 日常的な通勤や買物での利用をマイカー利用から自転車等へ転換。

【数値目標】2020年までに、マイカー通勤からの転換者1万人増

※マイカー通勤者20万人の5%相当

② 観光への自転車利用やレクリエーションとしてのサイクリングの推進。

(2) 取組の方向性

〔ハード面の整備〕

・自転車走行空間の確保

⇒ 自転車歩行者道等を設けない場合の路肩幅員の拡大を規定した条例を制定した。

⇒ 自転車サイン・カラー舗装する。

・駐輪場の整備拡充

⇒ 中心駅周辺や駅・バス停など交通結節点への駐輪場整備など

・観光やスポーツへの活用のための環境づくり

⇒ サイクリングコースの路面を表示する。

⇒ レンタサイクルの拡充を検討する。

・公共交通機関との連携した利便性の向上

⇒ 自転車車載バスを導入する。

⇒ 自転車積載可能な鉄道路線を拡大する。

〔ソフト面の整備〕

・自転車利用のきっかけづくり

⇒ 自転車通勤チャレンジの実施など

・ルール、マナーの徹底

⇒ 自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の実施など

3 今後のスケジュール

5月31日まで パブコメによる意見募集

6月下旬頃 最終案の公表

湖山池将来ビジョン推進計画（第3期湖山池水質管理計画）の策定について

平成25年5月21日
水・大気環境課

1 策定の目的など

- 本計画は、従前の「水質管理計画」の一面を持つ一方、「湖山池将来ビジョン（平成24年1月）」の理念・目標達成のための推進計画として位置付けられており、行政のみならず、事業者、住民等の理解と協力を得て、一層の浄化の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。
- 住民意見等を取り入れながら、湖山池会議で議論を重ね、県と市で共同策定したもの。

2 計画の概要

（1）基本方針

- 基本理念：「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」
- 目指す姿：「良好な水質」、「豊かな生態系」、「暮らしに息づく池（利活用の推進）」これらを20～30年後の湖山池の目指す姿と位置づけ、この姿を周辺住民と共有し、行政・住民が一体となって、各種施策に取り組んでいくことを本計画の基本方針としている。

（2）計画期間

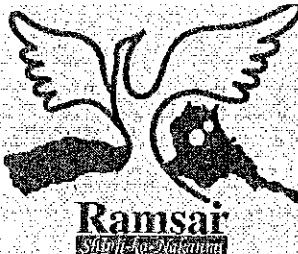
平成33年度までの10年間。ただし、各種施策の進捗状況や水質の改善状況に対する環境モニタリング委員会・将来ビジョン推進委員会等の意見を伺いながら、PDCAサイクルによる検証・見直しを行なながら、より効果的な施策に取り組んでいくものである。

（3）計画の概要

従前からのCOD、全窒素などの水質目標値に加え、住民にも分かりやすい「透明度」「浅場の底層溶存酸素」「シジミの漁獲量」「利用者の満足度」を目標指標に加えた。

水質浄化・水環境改善のための取組は、下表の取組のほか、様々なものを計画に盛り込んでいる。

主な項目	取組内容
生活系対策 下水道等の面整備・接続促進	接続率75%→92% (下水道、農業集落排水、合併浄化槽)
農業系対策 浅水代かきの普及	対象面積302haのうち50%の普及率
湖内対策 ヘドロの対策(浚渫、覆砂)	浚渫:福井地区 約14ha 覆砂:4m以深の深場 約90ha
シジミ漁業の創出事業	親貝の放流、産卵促進手法の確立検討
環境学習、ジオパーク活動の推進	湖山池情報プラザ等を拠点とした環境学習イベント等の展開
淡水動植物の保護・保全	周辺ため池の環境保全、淡水ビオトープの造成検討



【鳥取県・島根県連携】
ラムサール条約湿地「中海・宍道湖一斉清掃」について

平成25年5月21日
水・大気環境課

- 中海・宍道湖のラムサール条約湿地登録(H17.11)を契機として、平成18年度より毎年6月の環境月間にあわせ、条約の趣旨である「環境保全」と「賢明利用(ワיזユース)」の取組みを推進するため、今年も継続して実施(第8回目)する。
- これまで7回開催され、1回あたりの平均は、参加者数約7,000名、ゴミ収集量約18トン。

1 期日 平成25年6月9日(日) (環境月間の第2日曜日)

2 内容

(1) 清掃場所等

湖	市町村	主な場所及び時間
中海	米子市	湊山公園親水護岸(8:30~10:00)
	境港市	西工業団地(8:30~9:30)
	安来市	汐手が丘、安来港、荒島港、飯梨川・田瀬川河口周辺(7:00~10:00) ※開始式(セレモニー)会場⇒道の駅 あらえっさ近郊の護岸
宍道湖	松江市	意東海岸、大海崎堤防道路南側入江港沿岸周辺(7:30~8:30) 千鳥南公園、白潟・岸公園及び夕日スポット湖畔周辺、宍道支所区域(7:30~8:30)、 玉湯支所区域(6:00~7:30)
	出雲市	島村町・出島町・園町・鹿園寺町・小境町・美野町の湖畔(8:00~9:00)、 宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺(7:00~8:00)

(2) 一斉清掃開始式(毎年沿岸4市で持回り実施 平成23年度から2巡目)

ア 日 時 6月9日(日) 午前8時30分から午前10時まで(清掃作業を含む。)

イ 場 所 島田干拓地(島根県安来市穂日島町地内)

ウ 出席者 鳥取県知事、島根県知事、安来市長、国土交通省出雲河川事務所長、地元住民等

エ 内 容 ①主催者あいさつ(鳥取県知事・島根県知事、安来市長ほか)

②来賓等の紹介

③中海アダプトプログラムへの参加のお願い

④アトラクション(島田幼稚園児による歌・踊り)

⑤清掃活動、後始末

3 主催

鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海市長会、宍道湖沿岸自治体首長会議

<参考資料>過年度の実績

年度	開始式会場	参加者(全体)	ゴミの量(全体)
18	波入港親水公園(松江市)	6,000人	20.00 t
19	湊山公園親水護岸(米子市)	5,728人	16.28 t
20	ハーモニータウン汐彩(安来市)	7,844人	16.15 t
21	境港市リサイクルセンター(境港市)	7,433人	27.95 t
22	意東海岸(東出雲町)	7,232人	14.56 t
23	波入港親水公園(松江市)	7,976人	17.80 t
24	湊山公園親水護岸(米子市)	7,224人	17.24 t

低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設の申請に係る知事意見について

平成25年5月21日
循環型社会推進課

平成25年3月11日、産業廃棄物処理業者の三光㈱（境港市昭和町）が環境省に対して「低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設」の申請を行ったことに伴い、同省から廃棄物処理法の規定に基づき、生活環境保全上の見地から本県へ意見照会があり、5月13日付けで回答を行ったので報告する。

1 知事意見の内容

平成25年3月29日付環国地廢發第1303291号で照会のあったことについて、国は、低濃度PCB廃棄物の無害化施設の認定及び認定後の監視指導にあたり、事業者が認定申請書に記載した環境保全対策及び安全対策を確実に実施するとともに、地元住民の安全・安心を確保するため以下の事項に留意されたい。

記

（1）運転管理

燃焼の条件としている「燃焼ガス温度を850℃以上に保ちつつ、ガス滞留時間を2秒以上確保する」などの燃焼条件を確実に担保できるように、施設の管理体制の確保及び社員教育に万全を期すよう事業者を指導されたい。

（2）環境モニタリング等

事業者が認定申請書に記載されている維持管理計画に基づき、PCB及びダイオキシン類等の測定（排ガス、燃え殻、ばいじん、排水、地下水、周辺大気）を確実に実施させるとともに、測定結果に基づき周辺環境への影響を適切に評価し、生活環境保全上支障がないことを確認するよう事業者を指導されたい。

（3）事故防止、緊急時対応

低濃度PCB廃棄物の無害化処理及び運搬に当たって事故の発生防止に万全を期すとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、体制整備、教育・訓練を着実に実施するよう事業者を指導されたい。なお、事故が発生した場合には、速やかに当県に報告されたい。

（4）情報公開、住民配慮

処理計画、処理実績、施設の維持管理、環境モニタリング結果等について、県に報告するとともに、ホームページ等の適切な方法で公表し、地元住民等の意見や要望を幅広く聴取し、これに配慮するよう事業者を指導されたい。

（5）立入検査

環境省が行う立入検査、監視指導等に係る情報を当県に提供するとともに、合同立入検査を行うなど当県との連携に努められたい。

（6）その他

低濃度PCB廃棄物の処理中に不測の事態や生活環境保全上の影響が懸念される事案が発生したときは、国は十分な調査を行うとともに最終的にフォローアップするなど積極的に関与すること。

<参考：申請概要>

- 事業者等 三光㈱（境港市 潮見工場）
- 処理方法 850℃以上の高温でPCBを分解・無害化するもの
- 処理する低濃度PCB廃棄物
　　廃油（PCB汚染絶縁油）、金属容器（トランクの金属容器等）、汚染物（PCB含有汚泥等）

2 経過

- (1) 境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会（構成：境港市、松江市、漁協、美保関町福浦区長等）に対し、PCB無害化実証試験の実施について説明（平成24年6月5日）。
- (2) 実証試験前に廃棄物処理施設設置手続条例に基づく手続きを実施（平成24年8～10月）。
- (3) 無害化実証試験（平成24年10月16～18日）、技術評価委員会（平成25年2月4日）。
- (4) 環境省は、境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会、境港市議会に対して、実証試験の結果と三光が無害化認定申請を行うことを説明（平成25年2月7日）。
- (5) 三光が国に対して、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定を申請（平成25年3月11日）。

3 今後の予定

環境省は、本県、境港市の意見を踏まえ、専門家からなる技術評価委員会の意見を聞いた上で本件の無害化認定を行う予定。

産業廃棄物管理型最終処分場に係る地元説明会と他県施設視察結果について

平成25年5月21日
循環型社会推進課

産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」）整備について、事業主体の環境プラント工業（株）（以下「環境プラント」）、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）は、条例手続き前に地元理解の促進を図るため、地元説明会と他県施設の視察を下記のとおり実施したので、その概要を報告する。

記

1 地元説明会について

昨年11月から条例手続き前の説明会を関係6自治会（上泉、下泉、西尾原、福平、小波上、小波浜）に対して実施した。なお、説明会には、鳥取県（統轄監、生活環境部長等）及び米子市（環境政策局長等）も参加した。

（1）第1回目の説明会（平成24年11～12月）

説明内容：最終処分場の必要性、当該計画地選定理由、県の関与の考え方 等

（2）第2回目の説明会（平成25年1～2月）

説明内容：計画概要、地域振興策の説明 等

（3）主な質問・要望等

- ・計画地は住宅地に近すぎるのではないか。
- ・臭気、粉じん、地下水汚染は大丈夫か。
- ・不適切な廃棄物が搬入されないためのチェック体制はどうなっているのか。
- ・集落の影響度合いを配慮した地域振興対策を要望したい。
- ・他県の類似施設を視察したい。
- ・風光明媚な大山の麓に整備することは理解出来ない。

2 他県施設の視察について

地元説明会で他県の類似施設を視察したいとの要望があったことから、各自治会から参加者を募り三重県を視察した。なお、環境プラント、センターが視察に随行した。

（1）視察先

三重県環境保全事業団「新小山最終処分場」（四日市市小山町、平成24年12月稼働）

※住家と隣接している処分場（住家と埋立地の距離約100m）

（2）参加状況

- ・4月16日 小波浜（12名）
- ・4月18日 福平（4名）、西尾原（2名）
- ・4月23日 小波上（8名）

（3）主な応答

- ・適正な埋立て作業について
⇒臭い防止対策として即時覆土や飛散防止対策としてミスト噴霧等を実施。
- ・遮水シートの安全性について
⇒破損は搬入初期に起きやすい。一重シート時の処分場でも30年経過しているが漏水等の問題は起きていない。
- ・搬入検査について
⇒廃棄物搬入の手引きの作成、搬入時の抜取り検査等を実施。

3 今後の予定について

環境プラントとセンターは、今年夏頃を目途に事業計画を取りまとめ、条例に基づく地元説明会を開催していく予定である。県も地元の不安等を解消するため、事業主体に対して説明機会を積極的に持つよう指導しており、条例に基づく説明会に先立ち、次の事項が計画されている。

（1）環境プラントが運営する一般廃棄物最終処分場の視察

環境プラントの施設運営について理解を深めるため、一般廃棄物最終処分場の視察を行う。

（2）「生活環境影響調査結果」、「廃棄物搬入の手引き」等の地元説明

住民の関心の高い「生活環境影響調査結果」「廃棄物搬入の手引き」等について事前説明を行う。

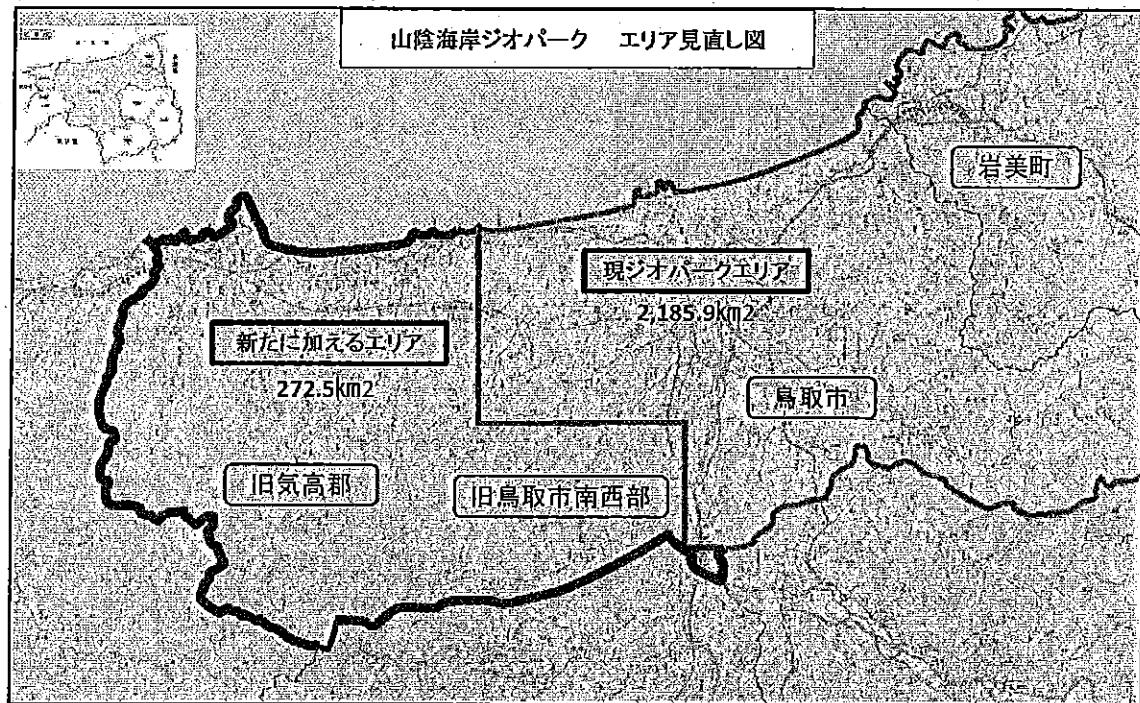
山陰海岸ジオパークのエリアの見直しについて

平成25年5月21日
観光政策課
緑豊かな自然課

5月10日（金）に兵庫県豊岡市で開催された山陰海岸ジオパーク推進協議会第11回定期総会において、山陰海岸ジオパークのエリアに鳥取市南西部を加えることが決定され、今後、所要の手続を進めることとなりました。

1 見直しの概要

現在の山陰海岸ジオパークエリアに鳥取市西部の旧気高郡、旧鳥取市南西部を加える。



2 これまでの経過

平成25年

3月 1日

鳥取市から山陰海岸ジオパーク推進協議会会長へ、現ジオパークエリアに旧気高郡、旧鳥取市南西部を加える「山陰海岸ジオパークエリア見直しに関する要望書」が提出された。

3月 11日

山陰海岸ジオパーク推進協議会学術部会で、エリアの見直しは適切であると判断された。

(理由)

- 当該エリアは、長尾鼻や鹿野断層など日本海形成に関わる地形、地質が既存エリアから連続し、因州和紙など地形・地質を背景とした風土や人々の暮らしも確認できることから、山陰海岸ジオパークのテーマに合致している。

5月 10日

山陰海岸ジオパーク推進協議会総会でエリアの見直しが承認された。

3 今後の予定

平成25年

秋頃

新たなエリアを含めて、日本ジオパークネットワーク再審査を申請
日本ジオパークネットワーク現地審査

冬頃

平成26年

1~2月

日本ジオパークネットワーク再審査結果発表

春頃

世界ジオパークネットワーク再審査申請

夏頃

世界ジオパークネットワーク現地審査

秋頃

世界ジオパークネットワーク再審査結果発表

第30回全国都市緑化とつとりフェア実行委員会第3回総会の開催について

平成25年5月21日

緑豊かな自然課

平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とつとりフェアの実施に
係る「実行委員会第3回総会」を下記のとおり開催しましたので報告します。

記

1 開催期日 平成25年5月9日(木)

2 開催場所 ホテルモナーク鳥取「仁風」の間(鳥取市永楽温泉町)

3 議 事

第1号議案 平成24年度事業報告

第2号議案 平成24年度決算報告

第3号議案 平成25年度事業計画(案)

会場建設、展示・出展、屋内展示、協賛・営業参加、公式行事、催事、
全県展開、協働推進、人材育成、ボランティア、広報宣伝、観客誘致、
会場運営、交通輸送等に係る事業計画

第4号議案 平成25年度予算(案)

※第1号議案から第4号議案まで異議なく承認された。

4 出席委員

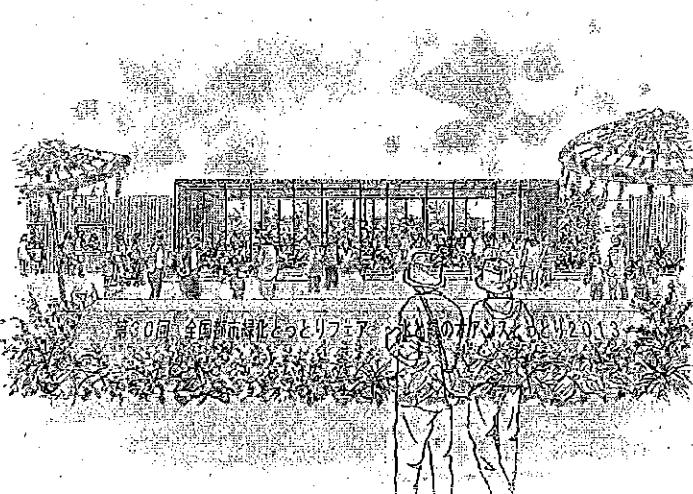
会長 鳥取県 平井知事

副会長 鳥取市 竹内市長(代理:深澤副市長)、

(公財)都市緑化機構奥水理事長(代理:宮下専務理事)

委員 住民・市民団体、経済団体、造園団体、緑化推進団体等

※委員総数103名のうち、本人出席55名、委任状提出29名で総会成立

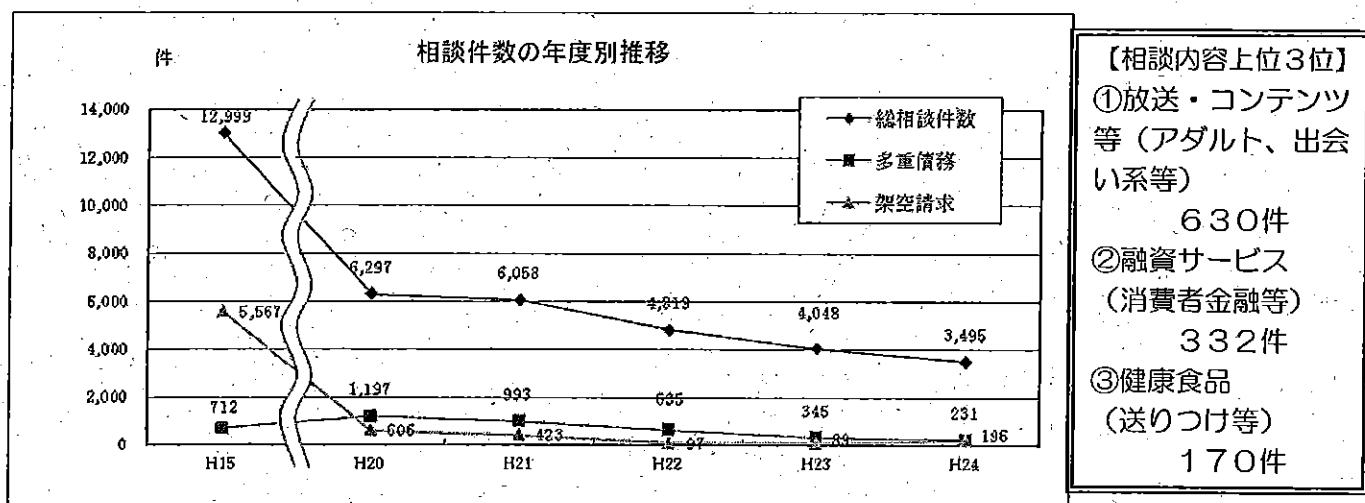


平成24年度消費生活相談の概要について

平成25年5月21日
消費生活センター

1 概況

- 平成24年度の相談件数は3,495件で、前年度比13.7%の減少（553件の減）。
 - …全体の相談件数はH15をピークに減少傾向が続いているが、身近な窓口である市町村の相談件数は増加している。
- 多重債務相談は231件となり、前年度比33.0%の減少。（114件の減）
 - …平成20年度まで増加傾向にあったが、平成21年度から減少に転じ、引き続き減少。
- 健康食品の相談件数が増加し、高齢層（60歳以上）では相談内容の1位となった。
 - …H23の相談件数から、全体で94件（123.7%）、高齢層では69件（191.7%）の増加
- H15以降減少していた架空請求の相談件数が8年ぶりに増加。
 - …H23の相談件数から、107件（120.2%）の増加



2 年代別相談状況 …全体で減少傾向にある中、高齢層の相談割合は増加。

区分	H24 (%)	H23 (%)	差引（ポイント）
19歳以下	24 (0.7)	20 (0.5)	4 (0.2)
20歳代	181 (5.2)	222 (5.5)	△ 41 (△ 0.3)
30歳代	467 (13.4)	596 (14.7)	△ 129 (△ 1.4)
40歳代	602 (17.2)	803 (19.8)	△ 201 (△ 2.6)
50歳代	708 (20.3)	823 (20.3)	△ 115 (△ 0.1)
60歳代	614 (17.6)	704 (17.4)	△ 90 (0.2)
70歳以上	630 (18.0)	658 (16.3)	△ 28 (-1.8)
不明	269 (7.7)	222 (5.5)	47 (2.2)
計	3,495 (100.0)	4,048 (100.0)	△ 553 (0.0)

【高齢層・若年層の相談内容上位3位】

	高齢層 (60歳以上)	若年層 (29歳以下)
1	健康食品	放送・コンテンツ等
2	融資サービス	融資サービス
3	ファンド型投資商品	自動車

3 今後の取組

- 消費者被害を未然に防止するため、市町村と連携しながら消費者への啓発・広報をさらに充実する。
- ①平成24年度から市町と共同で開始したNPOへの業務委託の中で、相談業務だけでなく公民館単位での啓発講座などを実施
 - ②新聞等での啓発・広報、センター広報誌「消費者ホットライン」の発行、街頭キャンペーン等で高齢者への注意喚起のチラシを配布
 - ③地域消費生活センターによる地域に密着した取組の展開
 - ④広域的な事案について適時にマスコミへの資料提供

特定商取引法の執行について

平成25年5月21日
消費生活センター

1 特定商取引法による指示処分

平成25年5月10日付けで、住宅リフォームの訪問販売事業者である総合美創（野元実）に対し、特定商取引に関する法律第7条の規定に基づき、次のとおり違反行為のは正を指示した。

県では、特定商取引法に基づく行政処分（初の行政処分：平成25年1月8日付石橋工務店）は2件目となるが、平成25年2月27日に独自の判断基準を策定した後では、初めての行政処分となる。

（1）事業者の概要

- ① 名 称： 総合美創
- ② 代表者： 野元 実（個人事業主）
- ③ 所在地： 鳥取市西品治
- ④ 取扱業務： 住宅リフォーム（瓦補修、屋根塗装等、屋根工事全般）

（2）指示処分の内容

- ① 訪問販売での勧誘に先立って、勧誘をする目的であることを明示すること。
- ② 訪問販売での契約締結において、法に定める必要事項を記載した契約書面を交付すること。
- ③ 契約の解除（クーリングオフ）によって生じた債務を速やかに履行すること。

（3）処分までの経緯

H25.2.20 3.4	県消費生活センターへ相談が寄せられたため、当該事業者に対し、電話で事実確認及び指導を行う。
3.5	県警に当該事業者に係る相談内容を情報提供。
3.15	当該事業者を県に呼び出し、違反の事実を確認。口頭及び文書にて是正指導。
3.29	再度法違反が疑われる相談が入る。電話で事実確認及び指導。
4.12	当該事業者を県に呼び出し、違反事実を確認。口頭にて指導。
4.24	行政処分を予告し、弁明通知書（H25.5.8期限）を施行。
5.7	県警が当該事業者を逮捕。（現在勾留中）
5.10	特定商取引法による指示処分を施行。

2 消費者被害の拡大防止・未然防止に向けた今後の対応

- （1）県が独自に策定した基準に基づき、迅速に情報提供及び行政指導を行い、消費者への注意喚起と事業者への再発防止措置を早期に実施するとともに、行政指導に従わない事業者に対しては、法令を厳格に執行し、直ちに行政処分を行い、公表する。
- （2）消費生活センター、県警本部、所轄警察署を構成員とする「悪質業者対策会議」を隨時開催するなど、継続して悪質事業者に関する情報の共有と活用を促進する。

鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

平成25年5月21日
生活環境部くらしの安心局住宅政策課
福祉保健部長寿社会課

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく高齢者居住安定確保計画（案）についてパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施の概要

(1) 実施期間

平成25年3月25日（月）から4月24日（水）まで

(2) 意見募集の方法

- ・パブリックコメントに係るチラシ、鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）及び同計画（案）概要版を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所、県立図書館及び市町村役場において配布した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- ・意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配布した場所に設置した意見箱により受けた。

2 結果の概要

(1) 意見のあった件数・・・11件（応募者数は5人）

(2) 意見の内容と対応方針

○計画（案）に対する意見（10件）

意見の概要	対応方針
<p>・住み慣れた地域で暮らし続けるのは理想ですが、家族の負担は計り知れないものがあります。家族に「私たちが応援するので頑張って下さい」とは気軽に言えません。施設入所を希望される方がとても多いのが実情です。</p> <p>そういう観点から、特別養護老人ホームや小規模多機能の数を是非増やしていただきたいです。サービス付き高齢者住宅の数が増えつつありますが、認知症が進行すると退去せざるを得なかつたり、お金を持っている人でないと入居できない現実もあります。</p> <p>「お金がない」ため必要なサービスを受けられない方は自分の周りにもたくさんいます。そういった点も考慮していただければと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム及び高齢者の認知症の方を対象とした高齢者認知症グループホームの整備数等については、県及び市町村で3年毎に介護保険事業支援計画の中で見直しを行っているところです。・特別養護老人ホーム等の整備については、次回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。
<p>（高齢者向け住宅、公営住宅について）</p> <ul style="list-style-type: none">・建てるのは、生活に便利な所、賑わいのある所が良い。・棟数は、2～4棟が良い。住んでいる人達との交流も出来る。・金額も抑えもらいたい。家賃が低くないとまず入居ができない。	<p>＜高齢者向け住宅について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅については民間事業者が事業主体となり、地域の需要及び採算性等を考慮して整備しており、行政が立地場所等について誘導することは難しいと考えています。・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策として、サービス付き高齢者向け住宅の家賃その他の生活に必要な費用の低廉化は重要な課題として認識しており、事業者に対して働きかけを行っていきます。 <p>＜公営住宅について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・県営住宅については、現在、身体障がい者、高齢者等に優先的に入居していただく制度を設けており、特に高齢者世帯には住棟の低層階への入居をして頂くよう配慮しています。・公営住宅の家賃については、収入状況に応じて家賃の減額措置を行っています。・公営住宅の立地やコミュニティの形成については、ご意見にあるような課題も認識してお

	<p>り、昨年度から優先入居制度に子育て世帯も加えたところです。今後の整備計画において参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率の増加に見合った高齢者の住まいをその必要量、機能別に整備する目標となっているのだろうか。 ・国の施策に沿って、公的施設は増やさず、民間営利企業頼みの供給目標設定になっているように思う。 ・元気高齢者が増加するのは当然だが、要介護高齢者も増加する。現在でも特別養護老人ホームや介護保健施設、介護療養型医療施設への入所待ちは増えている。 ・国が誘導する『「施設」から「在宅」へ』の施策が言葉通りに進むことはあり得ない。財政対策優先の高齢者施策であり、「人」を中心に据えた施策でないだけに、このままでは矛盾が矛盾を生み悲惨な高齢者が多数生まれるのではないかと危惧している。こうした高齢弱者と言われる人々への終の棲家への整備は行政の責任に負うところが大きいと思うが、整備目標としては「無い」に等しい計画となっている。一定の所得がある高齢者は民間営利業者の様々な施設への入居も可能でしょうが、そうでない人々にとっては公的整備が頼みの綱。 きれいな計画書でなくていい、泥臭い不十分なものでもいい、悩み苦悩するような計画であっていいので県民が希望がもて勇気が湧いてくるような計画づくりを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの供給目標量については、高齢化率の増加を踏まえ、近い将来における要配慮高齢者世帯数を推計した上で必要量を算出したものです。 ・特別養護老人ホーム等の整備については、次回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。 ・このほか公的賃貸住宅への高齢者居住生活支援施設の併設を検討することとしています。 ・高齢者向けの住宅施策の在り方については、自治体の財政状況を踏まえつつ可能な限り県民の視点に立った施策を展開する一方、民間活力を最大限活用することで、今後増加する高齢者の様々な実情に応じ、多様な住まいを提供できるよう配慮したいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん賃貸支援事業の実施に当たっては、市町村との連携が必要です。今後増大が予想される高齢者への入居支援を進めるには、市町村の関与をもっと強めると共に、人的支援・財政的支援も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん賃貸支援事業は、市町村と連携を取り、協力を得ながら実施しており、平成24年11月の鳥取県居住支援協議会を設立し、更に連携体制を強化したところです。 ・同協議会の運営にあたり、財政面での連携は今後の課題と考えておりますので、市町村の理解を得ながら、引き続き検討を進めます。 ・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策については、現在、あんしん賃貸支援事業において、(財)高齢者住宅財團による家賃債務保証制度の普及に取り組んでいますが、今後、鳥取県居住支援協議会による関係団体の連携、取り組みを積極的に推進する予定です。
<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人の確保が困難な高齢者が増えています。所得水準の低い高齢者に対応した債務保証制度が求められます。 	

○他の意見（1件）

- ・鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）の内容についての質問

3 その他

本計画（案）について、高齢者住まい法に基づき、市町村への協議及び鳥取県地域住宅協議会への意見照会を行った結果、特段の意見は無かった。（パブリックコメントと並行して実施。）

4 今後の予定

パブリックコメントにより得られた県民からの意見をふまえ、高齢者居住安定確保計画（案）を精査し、平成25年6月を目処に計画を策定する。

サービス付き高齢者向け住宅の運営状況及びサービス提供状況等について (アンケート調査結果)

平成 25 年 5 月 21 日
生活環境部くらしの安心局住宅政策課
福祉保健部長寿社会課

平成 25 年 3 月 18 日開催の常任委員会において意見のあったサービス付き高齢者向け住宅の運営状況等の実態把握について、既登録サービス付き高齢者向け住宅事業者に対しアンケート調査を行ったので、その結果を報告する。

○調査の概要

<調査期間>平成 25 年 4 月～5 月

<調査対象>21 事業者 (21 棟、697 戸)

※現在の本県におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録棟数は 29 であるが、工事中等未開設のもの及び開設後間もないものを除き、概ね平成 24 年 8 月時点で開設していた住宅の事業者を、今回の調査対象とした。

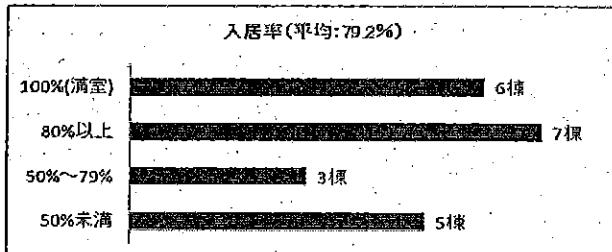
<調査方法>県から電子メールにより回答を依頼し、各事業者から回答を得た。

○調査の結果

1 入居者等の状況

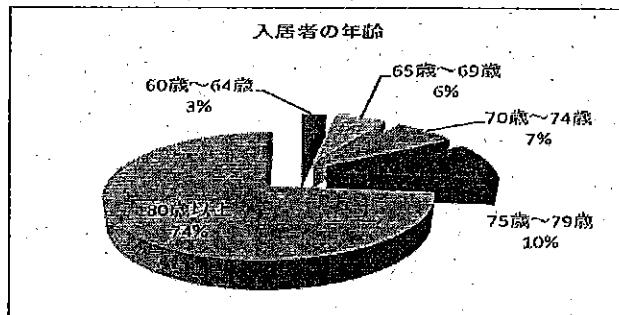
<入居率>

- 全 697 戸に対し現在の入居戸数合計は 552 戸であった。(入居率 79.2%)
- 入居率は 8 割以上の住宅が過半であったが、開設後の期間が短い住宅で低い入居率のものもあった。



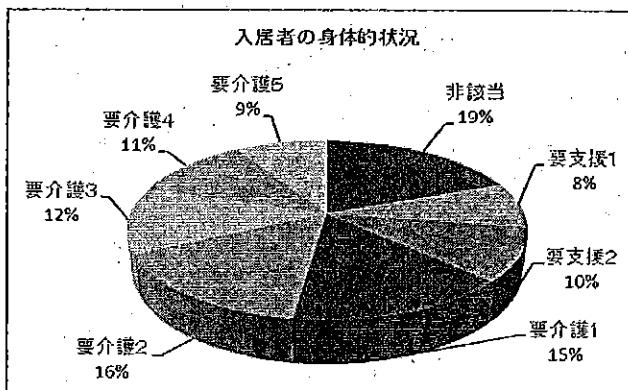
<入居者の年齢、性別>

- 入居者の性別割合は、男性が 35%、女性が 65% であった。
- 入居者の年齢区分ごと割合では、高年齢の割合が高くなる傾向が見られ、80 歳以上の割合が最も高かった。



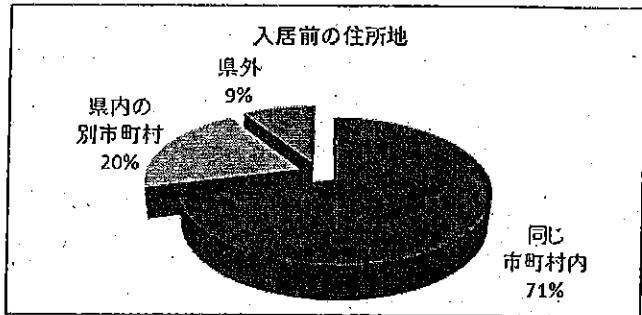
<入居者の身体的状況>

- 身体的状況（介護度）では、非該当者の割合が最も多く全体の 19% となつた。
- 非該当～要介護 2 までの割合と要介護 3 以上の割合では、両者がほぼ同等の割合であった。
- 介護度の区分によって入居者数の割合に大きな差は見られなかった。



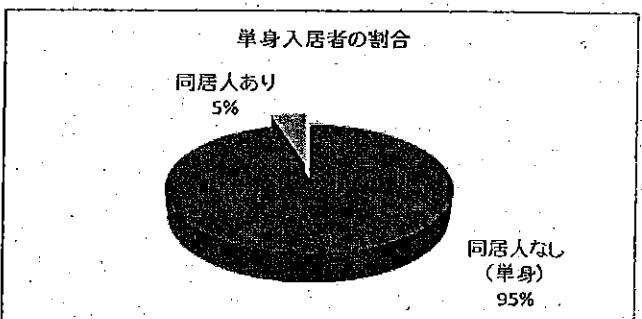
<入居前の住所地>

- ・サービス付き高齢者向け住宅に入居する前の住所地は、県外からの入居者は9%であり、大部分は入居前の住所地も県内であった。
- ・県内の別市町村からの入居者の割合は、20%であった。



<同居の有無>

- ・同居人のある住戸数は全552戸に対し26戸、割合は5%であり、ほとんどが単身入居者であった。



<待機者の状況>

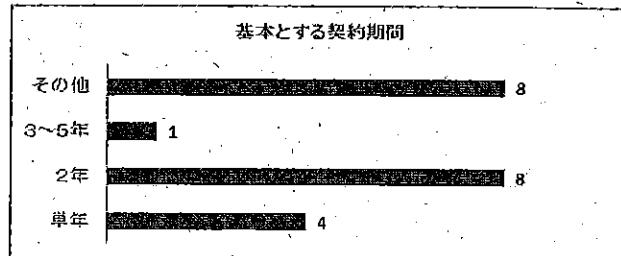
- ・空室待ちなど、予約を受付けている場合における待機者数は、全体で100名であった。

2 入居契約及びサービス利用等の状況

(1) 契約、費用等

<契約期間>

- ・基本とする契約期間では、2年及び「その他」が最も多かった。
- ・「その他」の契約期間を聞き取りしたところ、契約終期を特段定めていない、又は入居者の希望により設定している。
- ・上記に対し、一般の賃貸住宅においては、その多くが契約期間を数年で区切っていると考えられ、これらとの違いが現れた形となつた。

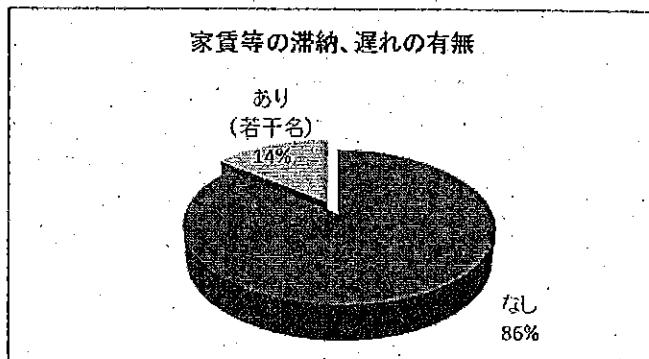


<サービスの利用料金>

- ・家賃及び共益費を除いた、サービスの利用料金の直近一月の平均額は42,291円であった。
- ・上記に対し、家賃及び共益費の平均額（最低額、現登録住宅29件の平均）は70,364円であり、仮に上記サービス利用料の直近一月の平均額を加えると、112,655円となる。

<家賃等の収納状況>

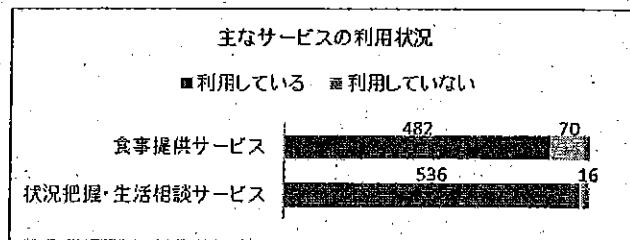
- ・家賃及びサービス利用料の収納状況について、概ね「滞納や遅れはない」とのことであったが、一部の住宅においては「若干名、滞納や遅れるある入居者がある」との回答もあった。



(2) サービス提供等

<サービスの利用状況>

- ・食事の提供サービスについては、9割程度の入居者が利用している。(食事提供サービスは、全事業者が提供。)
- ・法令上、提供が必須とされている「状況把握・生活相談サービス」は、ほとんどの入居者が利用していた。
- ・その他のサービス(入浴等の介護、調理等の家事、健康の維持増進)については、提供する事業者はまばらだが、提供されている住宅にあっては多くの入居者が利用していた。



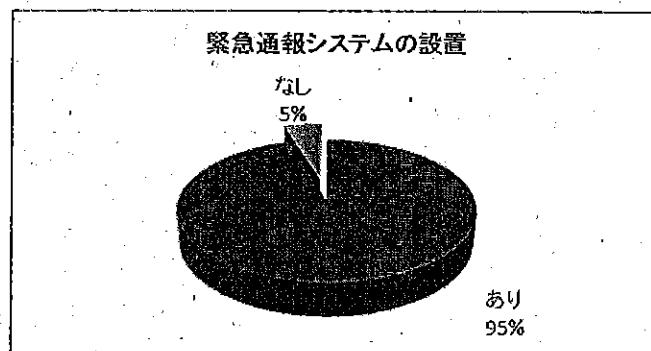
<状況把握・生活相談サービスの提供方法>

- ・状況把握サービスの提供方法としては、食事提供時等を利用して、1日に1回～3回程度の確認や声かけを行っているとのことであった。
- ・生活相談サービスの提供方法としては、入居者の求めに応じて随時対応する、食事提供時等を利用し聞取るといった回答が多かったが、月に一度お茶会を行う・生活相談と称して訪問するといった回答もあった。

<緊急通報サービスの提供状況>

- ・ほとんどの住宅に設置されている緊急通報システムによる通報があった際の対応は、即時通報のあった住戸を訪問し、緊急を要する場合には救急及び家族への連絡を行うということであった。

(法令上、職員等が365日・24時間常駐する場合を除いて通報システムの設置が必要。)



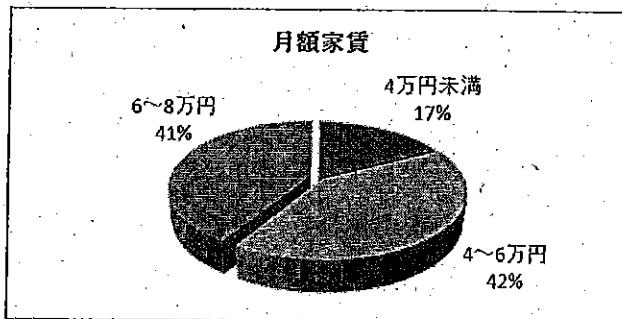
3. (参考) その他登録データの状況

以下は、現時点における既登録サービス付き高齢者向け住宅事業の登録情報（計 29 件）から抜粋したもの。

(1) 費用

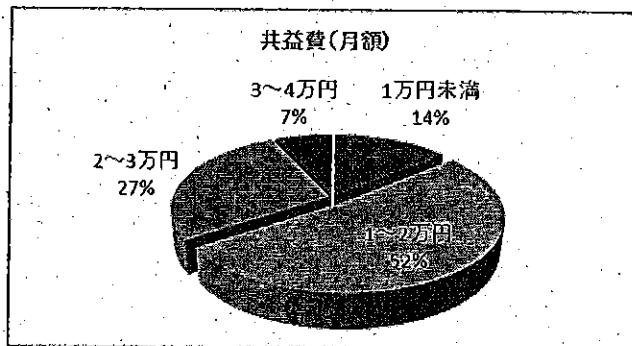
<月額家賃>

- ・平均額は 53,069 円、最低額は 30,000 円、最高額は 75,000 円である。
- ・多くは 4 万円から 8 万円の間に分布しており、4 万円未満は 5 件、全体の 17% となっている。（本県には 8 万円以上の月額家賃を設定している住宅は無い。）



<共益費（月額）>

- ・平均額は 17,295 円、最低額は 3,000 円、最高額は 35,000 円である。
- ・1 万円から 2 万円未満の区分が 52% と最も多く、次いで 2 万円から 3 万円未満の区分が 27% となっている。



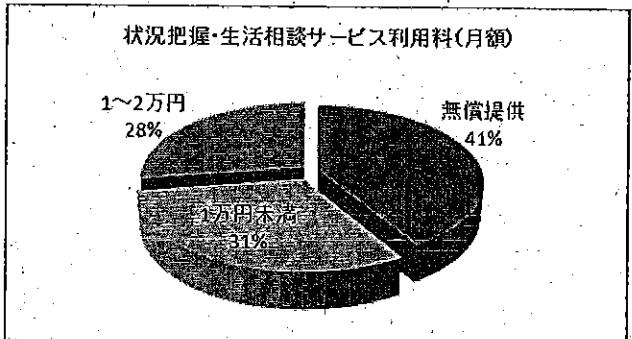
<食事提供サービス利用料（1日3食・月額）>

- ・平均額は 41,231 円、最低額は 30,000 円、最高額は 46,500 円である。

<状況把握、生活相談サービス利用料>

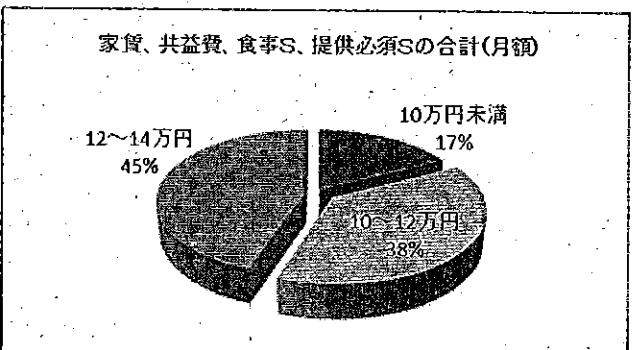
(月額) ※法律上、提供必須のもの。

- ・平均額は 5,016 円、最低額は 0 円、最高額は 18,900 円である。
- ・月額 0 円（無償提供）が 41% と最も多く、次いで 1 万円未満の区分が 31% となっている。



<上記の合計額（月額）>

- ※サービス付き高齢者向け住宅で生活する上で、最低限必要と考えられる費用。
- ・平均額は 116,610 円、最低額は 90,000 円、最高額は 140,000 円である。
 - ・12~14 万円の区分が 45% と最も多く、全体の 83% が 10~14 万円の範囲に収まった。10 万円未満の区分は 5 件、17% と最も少ない。

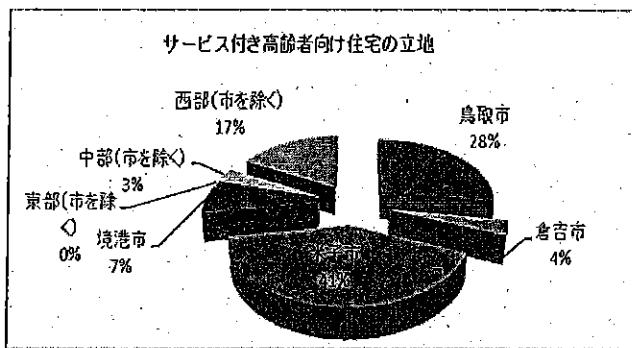


(2) その他

<立地場所>

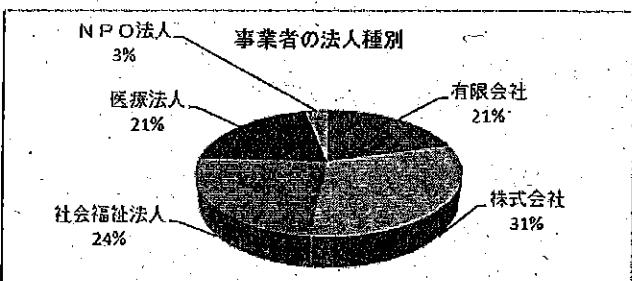
- ・米子市に最も多く立地しており、12件、41%が登録されている。その他は鳥取市が8件、倉吉市が1件、境港市が1件である。

・市を除く各地域でも、西部地域が17%と最も多くなっており、米子市、境港市も含めた西部地域で計19件、全体の66%を占めている。



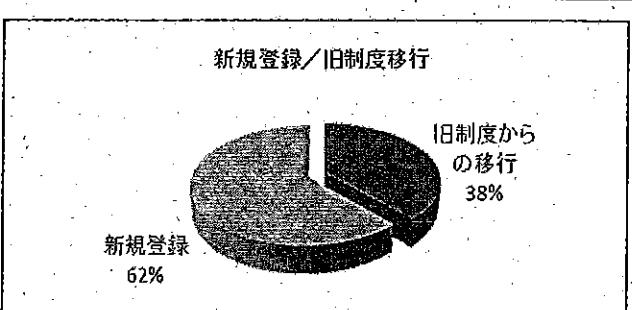
<事業者の法人種別>

- ・有限会社及び株式会社が52%と過半を超えており、社会福祉法人、医療法人は同程度の割合である。



<新規登録と旧制度移行案件の割合>

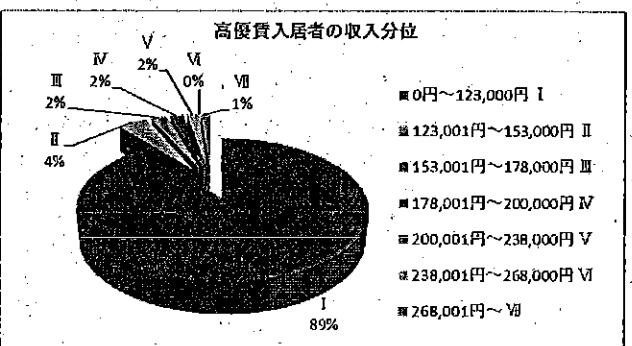
- ・高齢者専用賃貸住宅（高専賃）等の旧制度からの移行により登録した住宅は11件、現在の登録件数に占める割合は38%である。
- ・11件の内訳は、高齢者優良賃貸住宅（高優賃）が1件、高優賃かつ高専賃が2件、高専賃が8件である。



<旧高優賃入居者の収入>

- ・平成23年度の高優賃入居者（延べ入居者であり退去者を含む。）の89%が、月額所得が123,000円未満の収入分位Iである。

※サービス付き高齢者向け住宅における入居者の収入は把握困難であるため、参考として掲載。

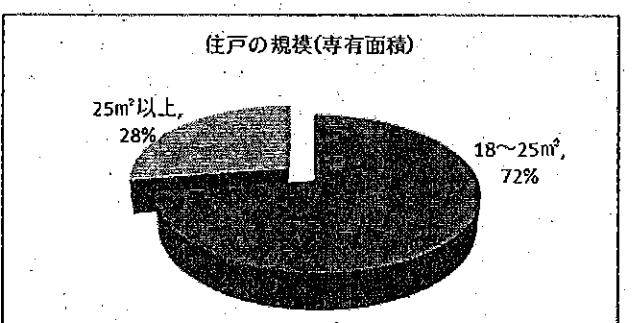


<住戸の規模（専有面積）>

- ・各住戸の面積は、18から25m²未満の住宅が72%と大部分を占める。（ただし、各住宅における最低面積により算定。）

※法律上は、原則25m²以上とされている。

（ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するための充分な面積を有する場合は、18m²とすることができます。）



鳥取県バイシクルタウン構想

【概要版】

～ 安全・安心で快適に走行できる
自転車利用先進県を目指して～

平成25年5月
鳥取県生活環境部

目 次

・ バイシクルタウンの概要と施策体系	… 1
・ 自転車走行空間の確保	… 2
・ 駐輪場の整備拡充	… 2
・ 観光やスポーツへの自転車の積極的活用	… 3
・ 公共交通機関と連携した利便性向上	… 3
・ 自転車利用のきっかけづくり	… 4
・ ルール、マナーの徹底	… 4

構想の期間：平成25年度～32年度(8年間)

構想が目指す将来像

- 自転車とクルマが対等な交通手段として子どもから高齢者まで安全、安心で快適に走行できる自転車先進県

取組の方向性

【ハード面の整備】

- 安全安心な道づくり推進
(施策の例: カラー舗装など自転車走行空間の確保)



○駐輪場の整備拡充

- (施策の例: 中心駅周辺等への駐輪場整備)



○観光やスポーツへの活用のための環境づくり

- (施策の例: サイクリングコース路面標示)



○公共交通機関と連携した利便性向上

- (施策の例: 自転車積載バスの導入)



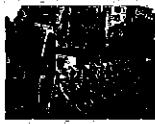
【ソフト面の整備】

- 自転車利用のきっかけづくり
(施策の例: 自転車通勤チャレンジの実施)



○ルール・マナーの徹底

- (施策の例: 自転車シミュレータを活用した交通安全教室)



バイシクルタウン構想の施策体系

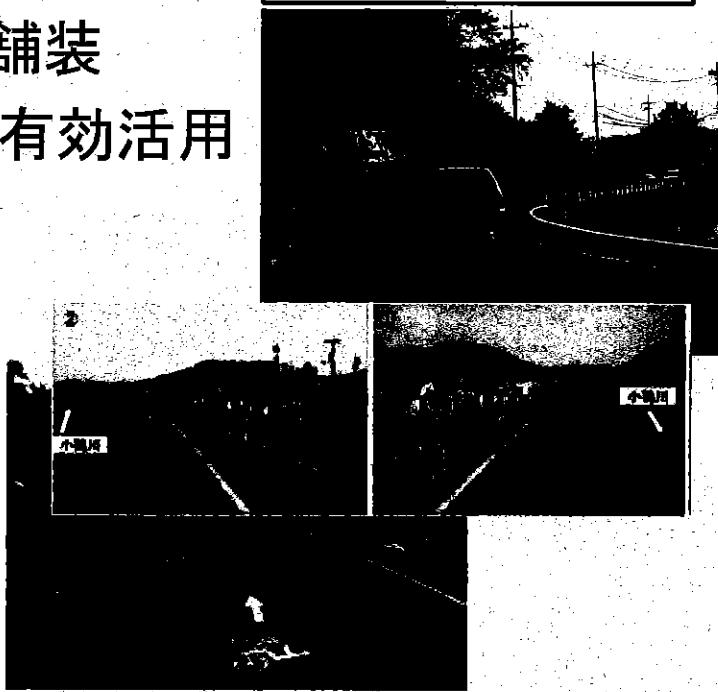
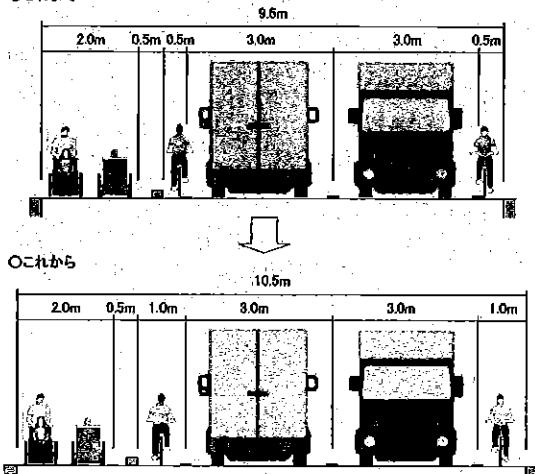
目標	将来像	取組の方向性	施策例
<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な通勤や買物での利用をマチナリ利用から自転車等へ転換 <p>(数値目標) 2020年までにマイカー通勤等からの転換者1万人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光への自転車利用やルートマップ化してのサイクリングの推進 	<p>自転車とクルマが対等な交通手段として、子どもから高齢者まで安全、安心で快適に走行できる自転車先進県</p>	<p>【ハード面の整備】 ・安全、安心な道づくり推進 ・自転車を利用しやすくする駐輪場の整備 ・公共交通機関との連携など自転車利用しやすい環境整備 ・誰もが楽しく便利に自転車が使える環境整備</p> <p>【ソフト面の整備】 ・健康増進や環境に優しいライフスタイルの推進 ・ルール・マナーを守ることができの人づくり、環境づくり ・自転車に乗りたくなるような環境づくり(魅力の発信)</p>	<p>自転車走行空間の確保 新規県道は一定の路肩幅を確保</p> <p>路肩の拡幅 路面標示、カラー舗装</p> <p>既設自転車専用道の有効活用を検討</p> <p>中心駅周辺への駐輪場整備 交通結節点への駐輪場整備を検討</p> <p>サイクリングコース路面標示 レンタサイクルの拡充を検討</p> <p>自転車積載バスの導入 自転車積載可能な鉄道路線拡大を検討</p> <p>自転車通勤チャレンジ 自転車通勤に関する職場環境の改善支援を検討</p> <p>健康づくりにつながることのPR 自転車マップの有効活用を検討</p> <p>交通安全教室等の実施 広報啓発活動の推進</p> <p>学校におけるマナーアップの推進</p>

- 路肩幅員の拡大(条例制定)
- 通勤者の多い路線の路肩拡幅
- 自転車サイン・カラー舗装
- 既設自転車専用道の有効活用

自転車の走行空間を確保するため、道路管理者、警察本部、自治体等と共同で自転車ネットワーク路線を検討。
⇒モデル的に自転車走行環境を整備する路線を選定

【第4種第3級(片側歩道の場合)の例】

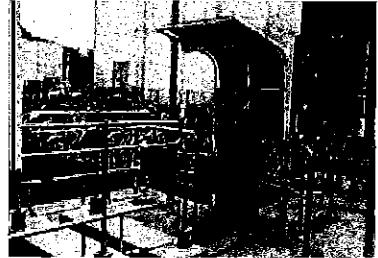
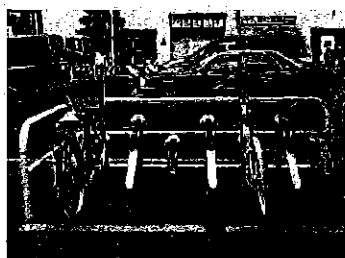
○これまで



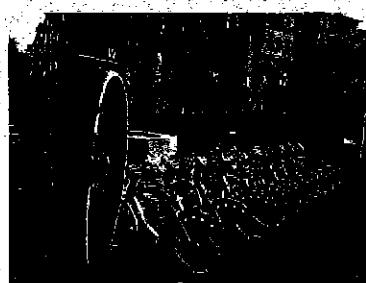
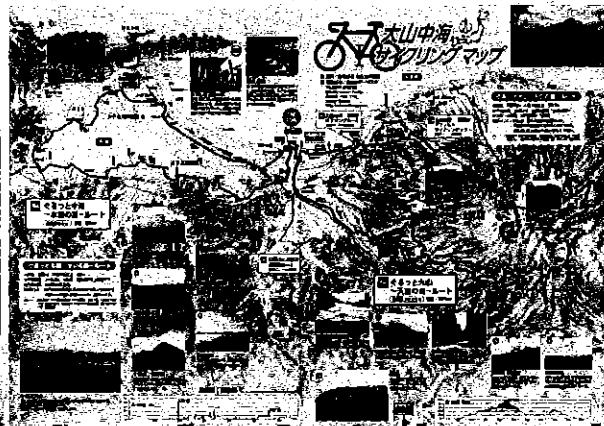
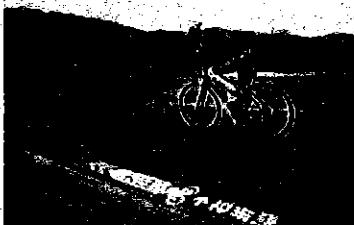
- 中心駅周辺への駐輪場整備
- 駅、バス停などの交通結節点、利便性の高い場所に駐輪場を整備

[効果]

- (1) 公共交通機関との連携による利便性向上
- (2) 駅周辺の買物客の利便性向上
⇒条例による自転車放置禁止により自転車を敬遠



- サイクリングマップ作成
- サイクリングコースの路面標示
- 新規サイクリングロードの整備
- レンタサイクルの拡充

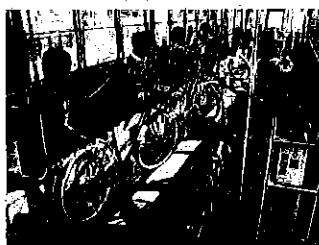


- 駅やバス停などに駐輪場を整備し、公共交通機関利用者の利便性向上を図る(再掲)

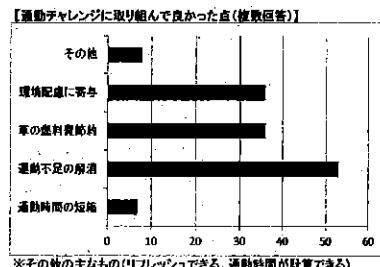
- 自転車積載バスの導入
- 自転車積載可能な鉄道路線拡大

[活用例]

- (1) 中山間地から市街地への通勤・通学等への対応
⇒ 地形的に帰りが登り坂となり自転車が困難
- (2) レクリエーションとしてのサイクリング需要対応



○自転車通勤チャレンジの実施



○自転車通勤に関する職場環境の改善

○健康づくりにつながることのPR



○通勤手当によるインセンティブ検討

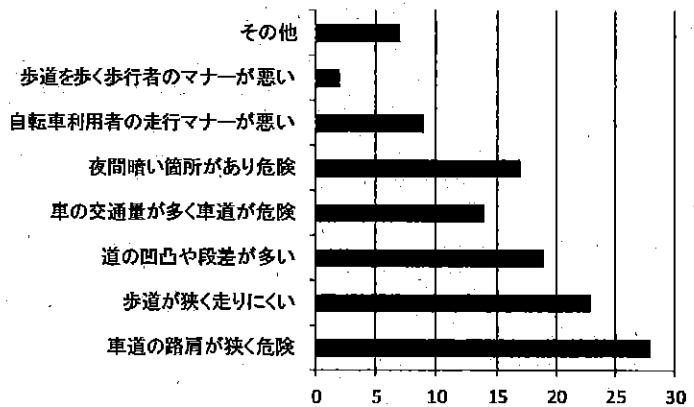
○自転車シミュレーターを活用した 交通安全教室等の実施

○広報啓発活動の推進

○学校でのマナーアップの推進



【通勤チャレンジ参加者へのアンケート結果より】
○通勤経路で走行しにくい箇所の具体例



**湖山池将来ビジョン推進計画
(第3期 湖山池水質管理計画)**

**平成25年5月
鳥取県・鳥取市**

はじめに

鳥取県では、湖山池の水質浄化対策を総合的、計画的に推進するため、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)を、平成13年度には引き続き第2期計画を策定して、流入汚濁負荷削減事業の下水道整備や湖内の環境改善事業の湖内浚渫などの各種浄化事業を推進してきました。

この計画に基づき、第2期計画の施策は概ね計画通りに実施され、汚濁負荷量の減少に取り組んできましたが、目標年度である平成22年度の水質は、第2期目標値を達成せず、未だ水質環境基準は達成されていない状況であり、ここ数年間は、ヒシやアオコの大量繁茂で頭を悩ませる状況が続いていました。

このような状況を鑑みて、鳥取県と鳥取市は、湖山池の環境改善に向けて、一層の取り組みを共同で検討するプロジェクトチームの「湖山池会議」を設置し、各種検討を重ねた結果、将来のより良い湖山池を目指すための方針となる「湖山池将来ビジョン」を平成24年1月に策定し、これに基づき取り組みを進めていくことを確認しました。この将来ビジョンには、長年の懸案であった淡水・汽水化問題に対して、水門開放による汽水域再生への取り組みも盛り込まれています。

今回定める本計画は、以前からの引き続きの第3期水質管理計画としての一面を持つ一方で、この「湖山池将来ビジョン」の理念・目標の達成のための推進計画にもなると考えており、行政のみならず、事業者、住民等の理解と協力を得て、なお一層の浄化への取り組みを総合的かつ計画的に推進していくために策定したものとなります。

1 計画の基本方針

1 (1) 基本方針

将来ビジョンに掲げる「基本理念」、「3つの目指す姿」は、次のとおりとしています。

■基本理念：「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」

■目指す姿：「良好な水質」、「豊かな生態系」、「暮らしに息づく池（利活用の推進）」

これらを20～30年後の湖山池の目指す姿と位置づけ、この姿を周辺住民と共有し、行政・住民とが一体となって、以降で掲示する各種施策に取り組んでいくことを本計画の基本方針とします。

基本理念「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」

湖山池将来ビジョンより
(平成24年1月)

良好な水質

悪臭等で周辺住民を悩ませている大量のアオコやヒシの発生がなく、湖岸から延びる浅場では湖底を見透すことができ、水に触れてみよう、裸足になって入ってみようと思えるような「きれい」な水質の湖山池です。

豊かな生態系

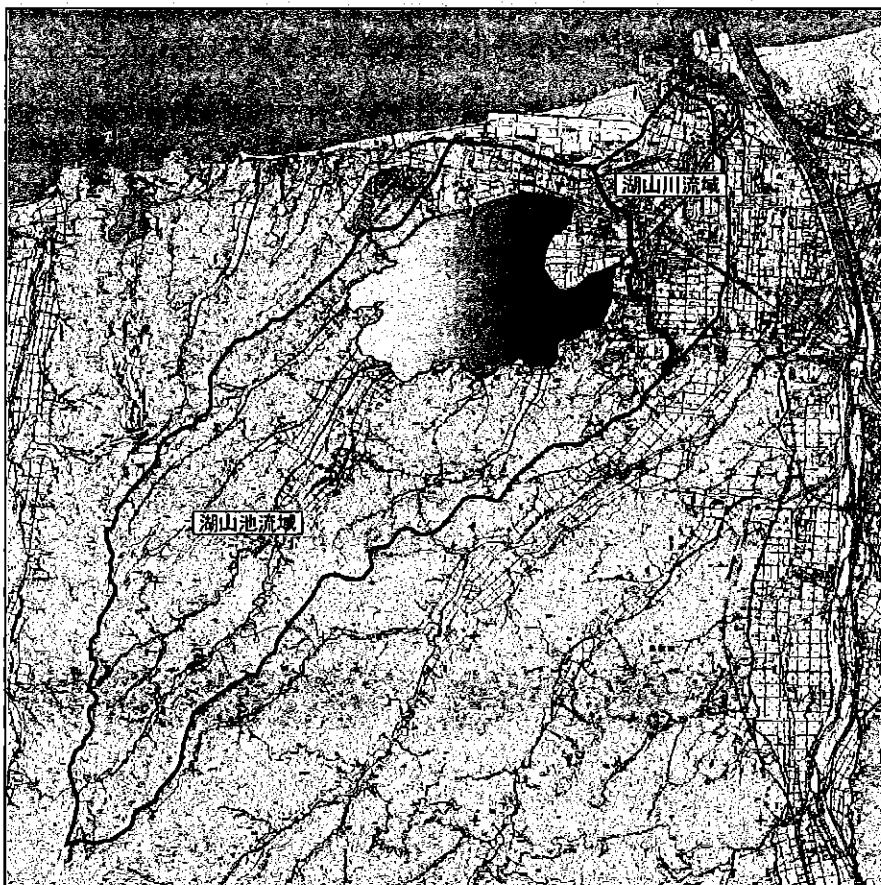
魚の「ゆりかご」となる水草が生い茂り、湖山池を代表するテナガエビやフナのみならず、漁業資源として有望なヤマトシジミ等の育成も期待できるなど、多様な魚種等が生息する豊かな湖山池です。

暮らしに息づく池 (利活用の推進)

湖の周りでゆったりと散歩・ジョギングやバードウォッチングを楽しんだり、暑い盛りには子供達が水遊びやボート遊びに興じ、自然観察会等のいろいろな催しが開催されるなど、市民や観光客など多くの人々が集い、憩い、安らぐ場となる湖山池です。

1 (2) 対象となる地域

本計画の対象となる地域は、下地図のとおりであり、湖山池へ流入する河川の集水域（湖山池流域）と湖山池からの流出する河川である湖山川の集水域（湖山川流域）から構成されます。



1 (3) 計画期間とPDCAサイクルによる見直し

計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

なお、各種施策の計画的・効果的な推進と、計画期間内の目標の確実な達成を図るため、各種施策の進捗状況・水質の改善状況を、地域住民、環境モニタリング委員会・将来ビジョン推進委員会等による確認、意見を伺いながら湖山池会議で PDCA サイクルによる検証を精力的に行い、水質改善等への事業効果の薄い施策は直ちに見直すとともに、新たな施策を併せて検討し、より効果的なものを積極的に実施していきます。

1(4) 各種指標の目標値

①水質（COD、全窒素、全リン）について

湖山池の水質汚濁に係る環境基準は、昭和46年にCODでA類型（3mg/L以下）、平成8年に全窒素、全リンでⅢ類型（それぞれ0.4mg/L以下、0.03mg/L以下）が当てはめられています。

一方でこの湖沼環境基準のA・Ⅲ類型は、サケやアユ等が生息する貧栄養湖型の水域基準となっており、将来ビジョンで提唱するテナガエビやフナやシジミの育成ができる「豊かな湖山池」とは目指す姿が異なると違和感を唱える声もあるところです。

そこで、それらの背景と現状を踏まえ、中期的に目指すべき水質値は、コイ、フナ等が生息する富栄養湖型の水域の環境基準であるCODでB類型（5mg/L以下）、全窒素、全リンでIV類型（それぞれ0.6mg/L、0.05mg/L）のレベルまで改善することを当面の目標として設定し、その基準を達成できるように様々な対策・施策を検討してきたところです。

しかしながら、事前のコンピュータを使った水質シミュレーションでは、このB・IV類型の基準達成も十分に見込める訳でなく、後述する生活系の負荷削減対策や浚渫・覆砂による湖内環境対策の施策を実現不可能な規模で過大に講じた場合でもその達成が困難であると推定しています。

そこで、本計画では、実現可能な限りの施策を実施した場合、水質シミュレーションにて改善が見込まれると推定されたCODで5.5mg/L、全窒素で0.60mg/L、全リンで0.066mg/L以下を計画終了時となる平成33年度の目標水質（湖山池中央）とすることとし、本計画終了時に新たな計画を策定することにより、「湖山池将来ビジョン」や水質環境基準の達成の実現に向け努めるものとします。

区分	現況 (H22年度)	目標値 (H33年度)	環境基準 (B・IV類型)	環境基準 (A・Ⅲ類型)
COD (化学的酸素要求量)	75%値 (mg/L)	6.2	5.5 以下	5.0 以下
全窒素	年平均値 (mg/L)	0.71	0.60 以下	0.6 以下
全リン	年平均値 (mg/L)	0.075	0.066 以下	0.05 以下

②透明度や底層溶存酸素など生態系保全を意識した水質指標・目標について

近年、湖沼・海域の環境保全の評価指標として「透明度」や「底層溶存酸素」の必要性が提唱されています。これは、ひとつに水域内の生態系保全の見地に立って考えられているもので、水草類の成長の重要な要素となる水の透明性の確保や水底に生息する貝、エビ・カニ類等の底生生物の保全に重要な水中の酸素濃度の確保が重要とされているからです。また、従来のCOD、窒素、リンといった水質指標は一般には少し分かりにくいため、地域住民にも五感で理解しやすい「透明度」等の補助指標の導入が望まれているからです。

そこで、本水質管理計画では、これらの指標・目標を暫定的に導入することとし、以下の目標値を掲げることとします。なお、現在、環境省では両者を新たな環境基準として導入することを目指し、指標の有効性や基準値の設定等について検討が進められているところであるので、これら環境基準の類型指定については、今後改めて検討することになると思いますが、ひとまずの目指すべき水質指標として扱っていくこととします。

水質指標	目標値	設定の考え方
透明度	1.0m以上	一般的に透明度が低い4月～11月の平均値を指標として設定 ※最近10年間における4月～11月の透明度の平均値は0.75m。
浅場の底層溶存酸素	3mg/L以上	水深2.5m以浅の地点の年間を通じた底層直上溶存酸素濃度を指標として設定 ※貝、エビ等の漁場となりうる浅場域の底層直上溶存酸素は確保する。

③漁獲量

以前は豊富であったテナガエビ、ワカサギ、シラウオ等の漁獲量が近年では減少の一途をたどっています。一方でこの度の高塩分化による汽水湖再生によって汽水性魚類の増加を大いに期待しており、中でもヤマトシジミが第一の漁獲対象として資源拡大することを期待していることから、湖山池の漁業に対する利活用の程度を示す指標として次のとおり「ヤマトシジミの漁獲量」を目標に掲げることとします。

漁獲量	目標値
ヤマトシジミの漁獲量	5年後(H28年時)：200トン／年 10年後(H33年時)：300トン／年

④利用者の方の満足度調査

散歩、ジョギング、釣り遊びなどあらゆる目的で湖山池訪れる方は多く存在します。もし、それら訪れる方の人数が多数となれば、より一層池の利活用度が向上していると評価できると考えますが、その人数を把握していくのは少々困難です。

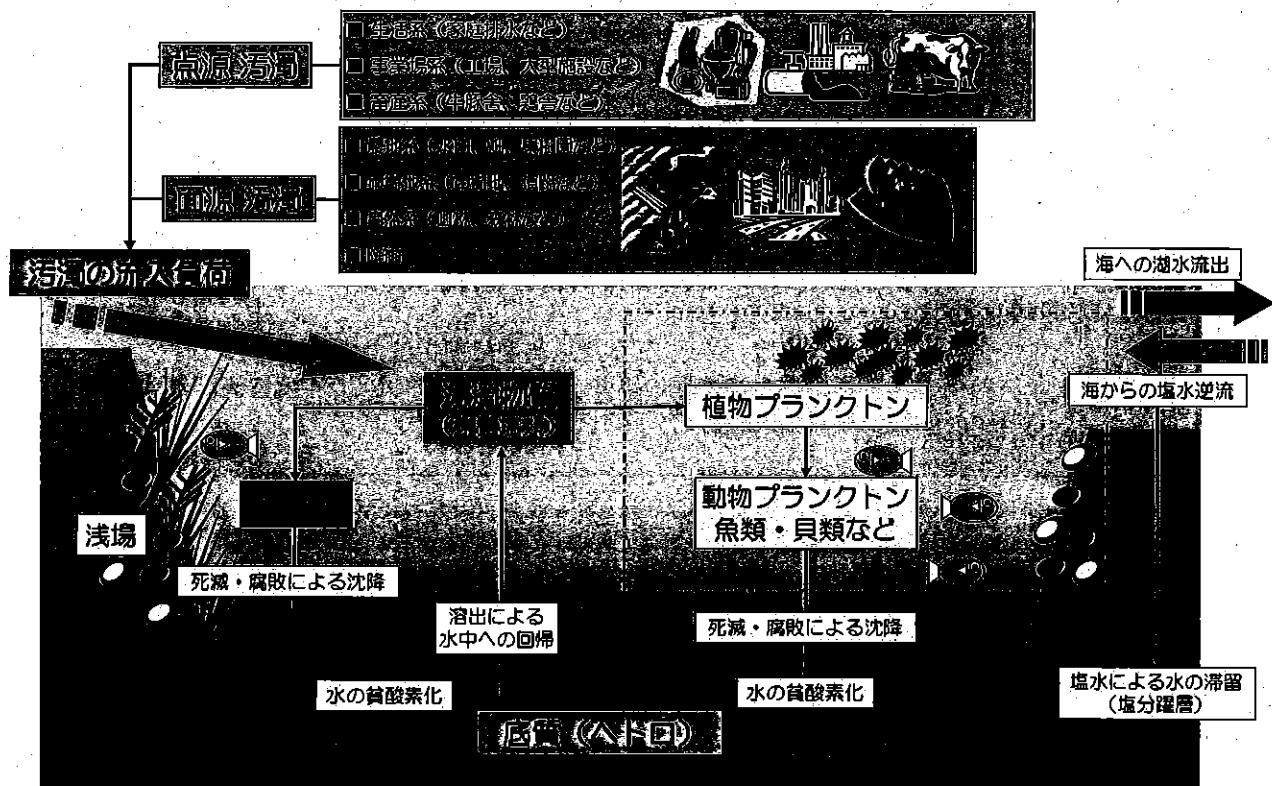
そこで、利活用推進の程度を評価するために「満足度」という指標を取り入れることとします。具体的には、湖山池を訪れる方や地域住民の方を対象に定期的に「湖山池の環境に関するアンケート調査」や「五感を用いた湖沼環境調査」を実施して、湖山池から受け取る感覚や現状の水環境に満足しているかどうかを5段階評価で数値化して評価するような試みです。

利用者の方の満足度	目標値
各種アンケート調査による池の意識調査	約6割以上の方が「およそ満足」と評価できる状態 5段階評価の3以上

1 (5) 湖沼の水質が悪化する原因について

下図は、汽水湖沼の水質が悪化するメカニズムを概念的に示したものです。それら悪化の要因は主に次の事項と考えられ、これら要因が複雑に絡み合い、水質悪化の悪循環を招き、水質悪化を助長させたものと考えています。

- 点源、面源汚濁など陸域からの汚濁負荷の過大流入
- 汚濁負荷の過大流入による富栄養化と植物プランクトンの大量発生
- 植物プランクトン、水草類、魚類、貝類の死滅、腐敗による底質のヘドロ化の進行
- 底質のヘドロ化による貧酸素化と栄養塩類の水中回帰



本計画は、これらの水質悪化のメカニズムを考慮して、次章以降で示す「陸域からの汚濁負荷の低減」「湖内・湖岸の環境改善に資する各種事業」を中心とする水質浄化施策として位置付け、各種対策を実行していくこととしています。

2 陸域からの汚濁負荷の低減

2-① 生活系負荷削減対策について

湖山池の水質保全を図る上で、下水道等の整備による生活系汚濁負荷の削減対策は極めて重要です。このため、これまでの管理計画でも継続して取り組んできたこれらの対策について、次のとおり一部強化しながら継続した取り組みを実施します。

■下水道・農業集落排水の整備・接続の促進

下水道整備区（千代水、吉岡、末恒）の面整備を一層進めるとともに、下水道供用区域においては、その水洗化率の向上を図ります。併せて、既に供用開始している農業集落排水区（松保、里仁、双六原、三山口、福井）の水洗化率向上を図ります。

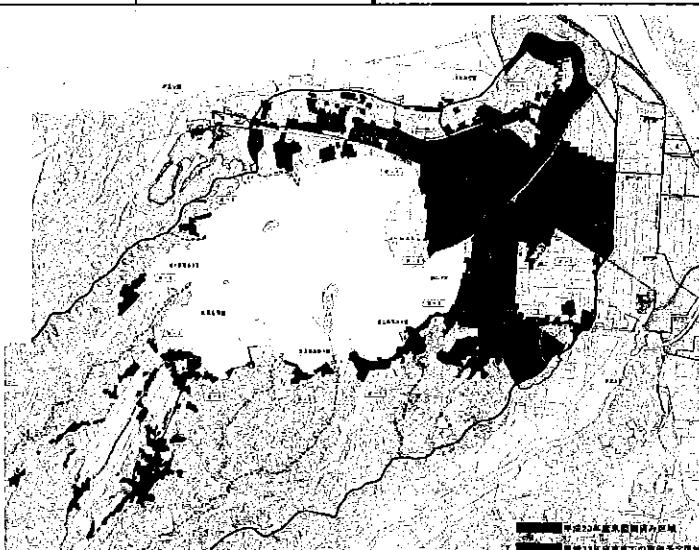
下水道の整備	流域内における下水道の面的整備を推進します。（特に千代水処理区） (下図：計画目標地域)	市／下水道企画課、下水道建設課
下水道への接続促進	供用区域における水洗化率の向上を図ります。（下表：計画目標値）	市／下水道経営課
下水道の高度処理化	吉岡処理区は、平成23年度に高度処理化済です。 農業集落排水処理区の福井、松保地区は平成22年度に高度処理化済です。	市／下水道管理室

現状 (H23年時)	区分	接続人口	合計	接続率
	公共下水道	13,515人	16,505人	接続率 75% (流域人口：21,866人)
	農業集落排水	1,651人		
	合併浄化槽	1,339人		

将来 (H33年時)	区分	接続人口	合計	接続率
	公共下水道	19,761人	22,309人 (5,804人増)	接続率 92% (17p 増) (流域人口：24,112人)
	農業集落排水	1,698人		
	合併浄化槽	850人		

下水道・農業集落排水区域の面整備地域図

H23年 ⇒ H33年（赤色部を今後整備）



■合併浄化槽設置の推進など

下水道等の整備が見込めない地域に対しては、合併浄化槽の設置・接続等に関する施策を進めています。

合併浄化槽設置のための補助事業	新設及び汲取り式トイレ・単独浄化槽からの切り替えを含め、下水道等の整備が見込めない地域の住宅等について、合併処理浄化槽の設置の補助金を交付することでこの整備を促進します。 ☞ 市／下水道経営課
浄化槽の保守点検等の確保	浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の徹底等による適正な維持管理の確保を図るための指導・普及に努めます。 ☞ 市／下水道経営課

■生活排水対策の各種ソフト事業

住民の方に日々の生活の中で取り組んで頂きたい活動を推進していきます。

家庭排水からの負荷低減のための普及・啓発活動	生活排水等の汚濁水を河川に直接流さないよう湖山池周辺地域の町内会に年2回チラシを配布して、台所ろ過袋による調理クズ等の流出防止や廃食用油の回収、家庭用洗剤の適正使用等の普及・啓発活動を行います。 ☞ 市／生活環境課
台所用ろ過袋の斡旋	地域自治会を通して、台所用ろ過袋の斡旋を行い、汚濁負荷削減に向けた取り組みを推進します。 ☞ 市／生活環境課

2-② 事業系負荷削減対策について

湖山池流域にある工場・事業場等から排出される汚濁負荷対策については、水質汚濁防止法等に基づく、立入り検査等の監視を強化し、その適正な排水処理の実施や法の遵守徹底を促します。

■事業場排水の排水規制の遵守徹底

水質汚濁防止法に基づく監視・指導により、その適正な排水処理の実施や法の遵守徹底を促します。

工場・事業場への立入り検査等監視の強化	水質汚濁防止法では、対象事業場（特定事業場）は年1回以上の自主測定とその結果を3年間保存することが義務付けられているため、関係書類の提出等を求めるなど法の遵守を徹底します。また、立入調査等を行い、排水処理施設の適正管理等を指導します。 さらに、湖山池流域については、COD、窒素、リンの上乗せ排水基準（排水量25m ³ /日以上の特定事業場）が適用され既に強化されています。	市／生活環境課
排水規制対象外の工場・事業場への指導の強化	法に基づく排水規制の対象外となっている工場・事業場に対しては、運用指針に基づき、必要に応じ排水処理施設の改善、適正管理等の指導等を行います。 また、下水道共用区域の中小の工場・事業場においては下水道への接続促進を図ります。	市／生活環境課

■畜産業に係る汚濁負荷削減対策

流域内においては、すべて排水規制の適用を受けない小規模事業場であり、必要に応じて施設の改善、適正管理等の指導を行います。

なお、流域内の畜舎の糞尿の処理については、いずれも堆肥化等の対策が講じられており、主に農地還元されていますが、今後とも、畜舎の適正管理、堆肥の農地還元等について指導を行います。

畜産農家に対する指導など	家畜排せつ物の適切な処理（畜舎の適正管理、堆肥の農地還元等）に関する指導監督など（指導のための会議開催、水質・臭気の検査確認等）を実施していきます。	県／畜産課、東部農林事務所
--------------	--	---------------

2-③ 面源系負荷低減対策について

非特定汚染源とも称される周辺地域（農地、森林地、市街地）からの面源系の負荷低減のために次の区分に示す取り組みを実施します。

■農業活動からの負荷低減対策（環境に優しい農業の推進）

農業活動からの負荷低減に関しては、農地からの濁水流出防止技術や負荷軽減栽培法の普及、リン酸資材の適正投入など環境に優しい農業の推進に努めることにより、汚濁負荷流出を低減する施策を実施します。

濁水流出防止技術の普及	水田の代かき時に少ない水量で、濁水の流出や土壌の流亡を防止する浅水代かきの普及を図ります。 ⇒計画目標値（H28年時）：普及面積 151 ha（全体 302 ha のうち） ☞ 県／生産振興課、東部農林事務所
負荷軽減栽培法の普及	徐々に肥料成分が溶出されることにより、肥料の施用効果を高め、窒素・リン酸の流亡を防止する緩効性肥料の普及を図ります。 ⇒計画目標値（H28年時）：使用面積 120 ha（全体 302 ha のうち） ☞ 県／生産振興課、東部農林事務所
土壤中リン酸の分析及び处方量の配布	土壤分析によりリン酸資材の適正投入量を推定し、リン酸のは場外流出の低減とコスト低減を図ります。 ⇒計画目標値（H28年時）：土壤分析数 80 件 ☞ 県／生産振興課、東部農林事務所 ☞ 市／農業振興課
湖山池みんなで守らあで 稻づくり研修会の開催	環境に優しい農業を推進するため、負荷軽減栽培法の技術普及を図る研修会を開催します。 ⇒実施対象集落：54 集落目標、研修会開催数：年間 10 回目標 ☞ 県／生産振興課、東部農林事務所

■森林からの負荷低減対策

森林等の自然地域から降雨等に伴って流出する汚濁負荷に関しては、森林の適正管理に努めることにより、森林の水源かん養機能の改善や土壤浸食等による汚濁負荷流出を低減する施策を実施します。

造林事業	一定の要件を満たす周辺森林を対象に、植栽・下刈り・間伐等の森林整備に対する行政支援を行います。 ⇒計画目標値（H24～H33）：500 ha ☞ 県／森林づくり推進課
治山事業	周辺森林の水源かん養機能が低位な保安林を対象に、間伐等の森林整備を行います。 ⇒計画目標値（H24～H33）：10 ha ☞ 県／森林づくり推進課

■市街地からの負荷低減対策

市街地等から降雨等に伴って流出する汚濁負荷に関しては、道路路面、側溝、水路等の清掃実施に努めるとともに、地域住民の協力を得て、宅地、水路等の清掃を促進します。

併せて、雨水貯留・浸透施設の導入など効果的な対策を検討し、汚濁負荷の流出抑制を図ります。

道路路面・側溝の清掃	現場確認の上、主要道路の路面や側溝の清掃を行います。 ☞ 県／道路企画課、東部県土整備事務所 ☞ 市／道路課
宅地・小水路の清掃	周辺住民の協力を得て、宅地周辺や小水路等の清掃活動を促進します。 ☞ 市／協働推進課、都市環境課、農村整備課

■その他の面源系負荷低減対策

ウェットランドの設置	休耕田等を利用した沈澱池（ウェットランド）設置による湖内流入負荷低減のための実証試験とその後の拡大普及を検討します。 ☞ 県／水・大気環境課、東部生活環境事務所
------------	---

3 湖内・湖岸の環境改善に資する各種事業

湖山池の水質保全を図るために、流域からの汚濁負荷を削減することも必要ですが、一方で湖内のヘドロ対策や護岸整備なども重要な要素となります。そこで、以下に示す事業に取り組み、湖内・湖岸の環境改善のための取り組みとしていきます。

なお、この事業の中で重要なキーワードになるのが「自然浄化機能の利用」です。このような自然の機能を最大限に活用すべく、各種生物群が健全に生息できる池環境を整えるために、湖内の各種生物に配慮した湖岸整備や漁場整備等にも積極的に取り組んでいくこととしています。

■池内のヘドロ対策ほか

今まで堆積した湖底のヘドロが原因となって、底層の貧酸素域の拡大、栄養分となる窒素・リンの溶出、巻き上げによる水の懸濁など水環境に様々な悪影響を与えます。これらの対策として次の取り組みを実施していきます。

ヘドロの持ち出し (底泥の浚渫)	ヘドロが堆積しやすく、現状において大量のヘドロが堆積している福井地区を中心に底泥の持ち出し(浚渫)を実施して、底質の改善を図ります。 ⇒ 整備目標：福井地区約14ヘクタールの底泥の浚渫 ☞ 県／河川課、東部県土整備事務所
ヘドロの封じ込め (底泥の覆砂)	湖内のヘドロを砂で覆うこと(覆砂)によって貧酸素化の抑制や栄養塩溶出の封じ込めを行うとともに、その場の生物相の回復も図ります。 ⇒ 整備目標：4m以深(約90ヘクタール)底泥の覆砂(30cm厚) ※ヘドロの再堆積等も想定されることから、事業実施にあたっては試験施工を行いながら、施工規模及び範囲等を決定していきます。 ☞ 県／河川課、東部県土整備事務所



■護岸等の整備

水生生物の生息に配慮した護岸の整備や周辺地域の公園整備等を通して、地域住民の散歩・ジョギングの場や自然観察会が催されるような憩い、安らぐ場となるような護岸等の整備に取り組んでまいります。

なぎさ護岸の整備 (浅場造成)	池の護岸を水生生物の生態系に配慮した護岸を整備することにより、水辺環境の改善や護岸生物相の再生を図ります。 ⇒ 整備目標：瀬地区・湖山南地区 L=約 1,100m 県／河川課、東部県土整備事務所
自然に配慮した河川改修	湖山池上流部(湖山川)を自然に配慮した護岸に改修し、水生生物の生息に配慮した整備を行います。 ⇒ 整備目標：湖山川の護岸改修 L=約 2,000m 県／河川課、東部県土整備事務所
周辺地域の公園整備	現在周辺に存在する湖山池公園を適切に維持管理し、周辺地域の憩い、安らぎの場として維持管理していきます。 市／都市環境課

■漁場資源の維持・拡大に資する事業

池内での漁業活動は、池で生息した魚介類を結果として湖外に搬出することになるため、窒素やリン、有機物の持ち出し効果として継続的・持続可能な水質改善に繋がることが期待できます。そのため、漁業資源の維持・拡大を目的として、これらの事業に取り組んでまいります。

シジミ漁業創出事業	汽水湖化に伴い発生が期待されるヤマトシジミの増殖を目指して、シジミ親貝の放流事業や産卵促進手法を確立することによって、ヤマトシジミの漁業資源の拡大を図ります。 県／水産課、栽培漁業センター
-----------	---

4 住民による活動の推進やその支援

湖山池の環境改善を図る上で、様々な地域住民による各種活動・取り組みが不可欠と考えます。そのため、県・市ではこれらの取り組みが円滑に実施されるための様々な支援に取り組んでまいります。

■住民による活動の推進やその支援

地域住民による活動支援のための補助金、清掃活動の支援、水質浄化への意識高揚のための環境学習を積極的に進めていきます。

湖沼環境保全のための活動費の補助	住民活動による湖沼環境保全活動を支援するための補助金制度を設け、自然環境の保全、水辺環境の創造、環境問題に関する普及啓発などの各種活動を実施する地域住民団体等に対して活動費を補助するなどの支援に努めます。 ■ 県／水・大気環境課 ■ 市／生活環境課
アダクトプログラム等による清掃活動の実施と支援	湖山池周辺におけるアダクトプログラムの実施や、流入河川の清掃等を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援します。 ■ 県／水・大気環境課 ■ 市／生活環境課
環境学習の推進 ジオパーク活動の推進	「鳥取県環境教育基本方針」に基づき、それぞれの年代に応じた環境教育、環境学習を推進します。 具体的には、「とっとり環境教育・学習アドバイザー制度」等を活用して各種団体で行われている環境教育活動を支援するとともに、小中学生等による身近な河川の水質調査や湖上観察学習会等を企画し、湖山池に関する理解を深め水質浄化意識の高揚に努めてまいります。 さらに、湖山池は山陰海岸ジオパークのジオサイトでもあることから、ジオパークのテーマに沿った活動の支援として「湖山池情報プラザ」を拠点とした自然観察会等の環境教育イベントの展開をはじめ、池の歴史・文化を活かした観光や産業振興にも努めてまいります。 ■ 県／環境立県推進課、水・大気環境課 東部生活環境局、緑豊かな自然課（ジオパーク） ■ 市／観光コンベンション推進課、都市環境課
各種アンケートによる意識調査	湖山池を訪れる方や地域住民の方等を対象に、「湖山池の満足度調査」や「五感を用いた湖山池の環境調査」等の各種アンケートを実施して、利用者の意識高揚を目指します。 ■ 県／水・大気環境課 ■ 市／生活環境課
情報発信による実践活動の促進	家庭や地域での浄化活動や利活用への参加を促すため、ホームページ等による積極的な情報発信に努めます。 ■ 県・市の関係各機関

5 その他水質改善等のために必要な事業

前述の「流域からの負荷削減に資する事業」、「湖内・湖岸の環境改善に資する事業」のほか、水質改善に向けた取り組みとして、環境モニタリングの実施や各種調査研究の実施が必要と考えられます。

また、地域住民等の協力を得て各種取り組みを継続したものとするために関係者間のネットワークを構築し、市民の皆様との意見や提案を取り入れながら取り組んでいく必要があると考えています。

■環境モニタリングの実施など

湖山池の水質状況を的確に把握するための湖内・流入河川の水質の監視調査をはじめとして、水草や魚介類が豊かに生息できる水環境として再生・保全を目指すために必要な湖内環境の定期的なモニタリングを実施していきます。また、効果的な湖内環境改善に資するため関係研究機関等とも連携しながら、各種調査研究を実施していきます。

各種環境モニタリング (水質・生態系要素など)

水質については、従前からの池内の環境基準点4地点、主要流入河川のCOD、全窒素、全リン、塩分、溶存酸素等に加え、新たに水質指標に追加した底層溶存酸素を観測するため、詳細な平面分布調査やテレメータ観測によるモニタリングを強化します。

また、池の浅場に繁茂する水草帯、池内の魚介類、ヘドロの状況等の湖沼環境を構成する各種要素の環境モニタリングを実施していきます。

なお、これらの結果等については、有識者で構成される委員会（環境モニタリング委員会）にて、結果評価や新たなモニタリング項目の必要性等を協議し、今後の施策実施に繋げていくこととしています。

☞ 県／水・大気環境課、衛生環境研究所
栽培漁業センター
☞ 市／生活環境課

湖内環境改善に資する各種調査研究

大学等の研究機関とも連携しながら、湖内環境の再生や活用に資するための各種調査研究を継続実施していきます。

(例) 湖内流動の把握等に関する調査研究

湖内の自然再生の促進に関する調査研究

水産資源の再生・回復に関する調査研究

流域負荷低減に関する調査研究 など

☞ 県／衛生環境研究所、栽培漁業センター
農業試験場 ほか

■関係者間のネットワークの構築と地域住民との意見交換会

将来ビジョンに掲げる目指すべき姿に向かって、この計画を地域住民の理解・協力のもと的確・円滑に進めていくため、地域住民の方の意見や提案を取り入れながら継続して取り組んでいくために次の取り組みを実施していきます。

意見交換会・シンポジウムの開催

池の現状や取り組みに関する情報を地域住民と共有し、意見・提案を取り入れながら水環境の改善に向けた取り組みを話し合う場（将来ビジョン推進委員会など）の設置・運営

☞ 県／水・大気環境課、東部振興課
☞ 市／生活環境課、協働推進課

6 淡水性の動植物の保護・保全と適正な湖内塩分の管理について

池内の塩分を従来よりも高いレベルで維持して汽水域として再生させるために、平成24年3月から湖山水門を頻度高く開放し、海水を導入する取組を実施しています。これにより景観悪化や悪臭発生の原因となっていたヒシやアオコの大量繁茂を抑制できた反面で、池でこれまで生息していた淡水性動植物の減少や、少雨や高潮位等の異常気象により目標の塩分濃度を超過するという問題が生じることとなりました。これらの問題に対し、以下の取組みを通して対応していきます。

湖山池将来ビジョンより
(平成24年1月)

(1) 高塩分化による汽水域再生の取り組み

現状より水門の開放頻度を多くして、海水の1/10から1/4程度の塩分濃度[※]に高めた「汽水湖」の環境とします。これにより、現在の課題のひとつであるアオコやヒシは高塩分では適応不可となるため、それらの異常発生を抑制することができます。また、海と池とを遮る水門の開放頻度が多くなるため、日本海からの汽水性魚類の移動の活発化や、高塩分化に伴うヤマトシジミの育成も期待できます。このように高塩分化にすることで湖山池を恵み豊かな汽水湖として再生することを目指すものです。

なお、この塩分濃度管理等は、その後の綿密なモニタリング等により、周辺環境の影響を確認しつつ、適正な塩分濃度を見極めながら実施することとします。

■淡水性の動植物の保護・保全について

湖山池内にこれまで生息していたイシガイ、カラスガイ等の希少な淡水二枚貝やヒメガマ等の水生植物の一部は汽水湖化に伴い激減していましたが、湖山池の周辺には農業用等のため池が多数存在し、その水域にはこれら淡水性の動植物が少數ながら確認されています。これらの生息状況の調査等を今後重ねながら、湖山池環境モニタリング委員会及び専門家等の意見を参考に残された淡水性の動植物の保護・保全に取り組んでまいります。

周辺のため池の環境保全

イシガイ、カラスガイ等の生息が確認されているため池や流入河川を継続監視しながら、これらの保護・保全に資する各種取り組み（生息環境の維持・保全）を実施する。

県／水・大気環境課 ほか

淡水ビオトープの造成

既に減少してしまった淡水性動植物の生息環境を新たに創造し確保するために、池周辺にて淡水ビオトープを造成することを検討する。

県／水・大気環境課 ほか

■適正な塩分管理について

水門の改修等の検討

湖山水門は、設置後約50年が経過し老朽化が進んでおり、今後改修等が必要となります。

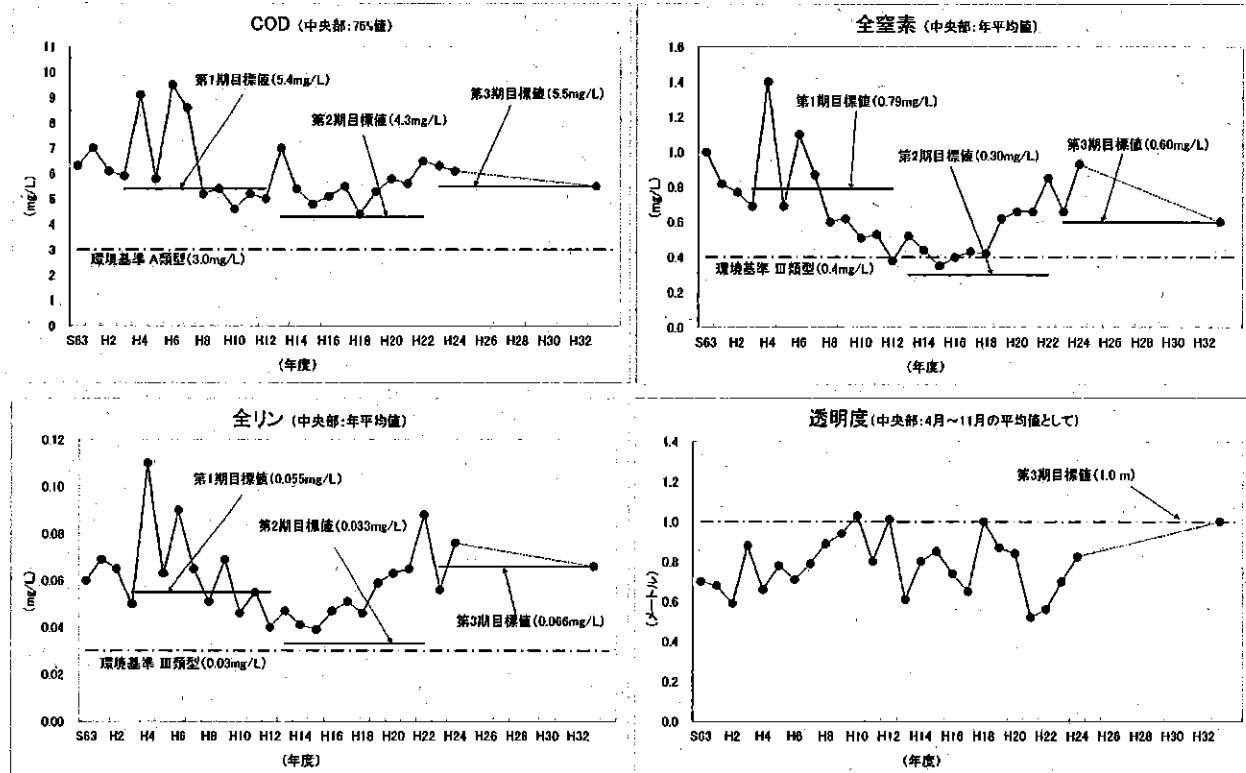
そこで、将来、海水の流入調整がより容易にできるような施設への改修や、その他の方法についても検討していきます。

県／河川課、水・大気環境課 ほか

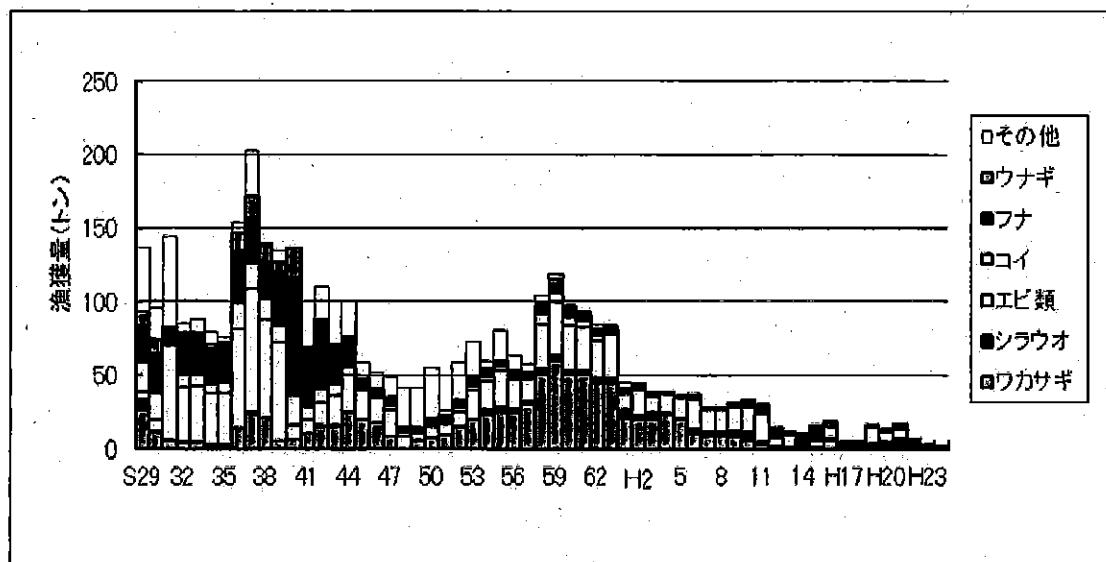
7 関連する付属資料など

本計画の内容等の理解に参考になる各種資料・データを次のとおり掲載します。

① 湖山池の水質経年変化 (S63~H24) と将来目標値 (COD、全窒素、全リン、透明度)



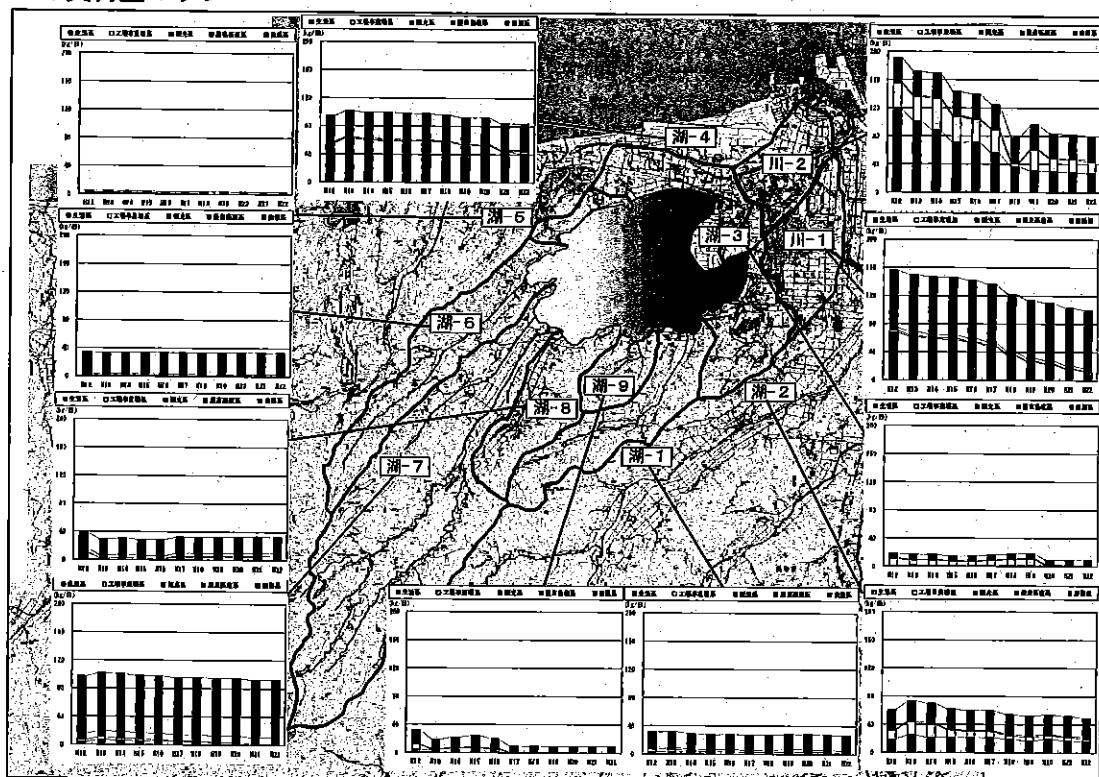
② 湖山池の漁獲量の変化



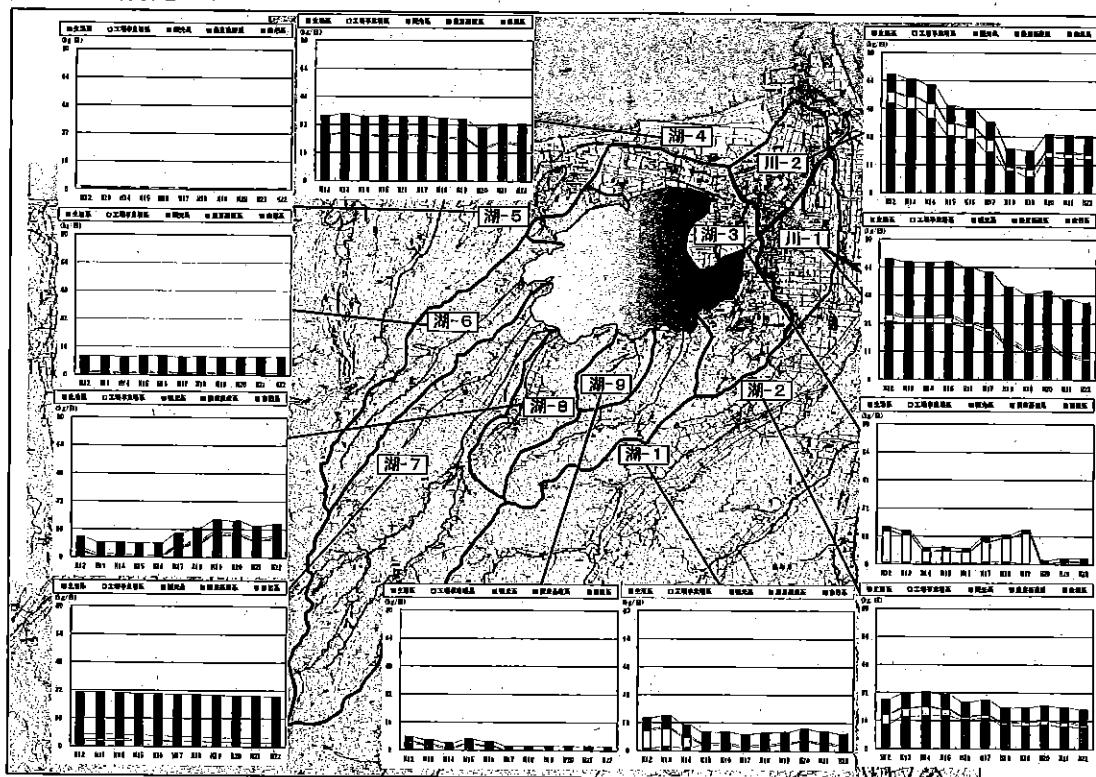
③ 流域から流入する汚濁負荷量の現状

下図は、フレーム・原単位法により見積もられた流域別に流入する汚濁負荷量（COD、全窒素、全リン）の年次経過をマップ化して示したもの。（H12～H22 年度まで）

■ COD の負荷量マップ



■ 全窒素の負荷量マップ



■全リンの負荷量マップ

